

# 東近江市100年の森づくりビジョン



令和2年1月



東近江市

# 東近江市100年の森づくりビジョン

## 目次

第1章 森林づくりのあるべき姿	1
第2章 ビジョンの概要	
1 ビジョン策定の背景	3
2 ビジョンの位置づけ、特色及び他計画との関係	4
3 計画期間	5
4 対象区域	6
第3章 現状と課題	
1 東近江市の森林・林業の現状	7
2 東近江市の森林・林業の課題	14
3 東近江市の森林行政を取り巻く課題	20
第4章 基本理念	22
第5章 基本施策	
1 新たな森林経営管理の推進	25
2 あらゆる場面で木を使うプロジェクトの推進	27
3 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり	30
4 エコツーリズムの推進と地域資源の活用	34
5 次代の森林づくりを担う人材育成と環境学習	36
第6章 ビジョン推進のための仕組み	
1 東近江市100年の森づくり地域ワークショップ	39
2 新たなゾーニングシステムの導入	39
3 「森林・林業+X(エックス)」プロジェクトの推進	41
4 東近江市100年の森づくり会議	41
5 財源の確保とその仕組みづくり	41
第7章 数値目標及び実施計画	42
別紙 数値目標	43
<参考資料>	
用語の説明	45
東近江市の森林・林業関係データ	59
東近江市100年の森づくりビジョンの策定経過	62
「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ構成員	69
東近江市における森林ビジョン策定検討会委員	70

## 第1章 森林づくりのあるべき姿

森林づくりには数十年以上の年月を要し、時には100年を超える場合もあるなど超長期の視点が必要なため、本ビジョンでは「100年の森づくり」をキーワードとしています。一方、森林づくりにおいては、気候、自然環境、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応しながら進めていく順応的管理の考え方も必要です。このため、本ビジョンでは100年先を見据えながらも、おおむね10年先を目指した森林づくりのあるべき姿を掲げます。

### 1 森里川湖のつながりをいかし、いきものの息吹が感じられる健全な森林づくりが行われている。

○本市は、鈴鹿山脈から湖東平野を経て琵琶湖に流れ出る愛知川に象徴されるように、森里川湖のつながりを有していることが大きな特徴です。そして、このつながりの中に様々ないきものの生息空間が存在していますが、上流の森林のありようが、流域全体のいきものや人々の暮らしにも影響を及ぼしています。



銚子ヶ口西峰から東近江市平野部を望む

○こうした森里川湖のつながりを今後の森林づくりや資源利用にいかすとともに、様々ないきものの生息・生育に配慮し、森林の多面的な機能が高度に発揮できるような森林づくりを目指していきます。

### 2 森林や山村の様々な資源が有効に活用され、地域で資源や資金が循環する仕組みが構築されている。

○戦後、植林されたスギ、ヒノキなどの人工林がいよいよ伐採可能な時期を迎えています。また、東近江市の森林には、木材のような物質的な資源だけではなく、エコツーリズムとしてのフィールドや山村地域で引き継がれてきた伝統・文化など、多様な資源が存在しています。



森林資源の有効活用

○こうした資源が必ずしも有効利用されているとは言えない状況にありますが、今後はこれらの資源やそこから生み出される資金が地域で循環し、地域の活性化に結びつけられるような仕組みを構築していきます。

### 3 地域住民や多様な主体が参画し、今後100年先を見通して地域の森づくりや資源利用について自ら考え、共に取り組んでいる。

- 既存の枠組みによる森林・林業政策を進めるだけでは、地域特有の課題を解決したり、地域の多様な人々の思いを反映した政策を進めることが難しい時代になってきています。
- 今後は、地域住民や地域の森林・林業に関わる多様な主体が参画し、地域の森林の100年先の姿を見据えながら、地域で森林に関わる人々の思いが反映されるような森林づくりや資源利用の方策について話し合い、これを実現するための取組を共に進めていきます。



地域住民や林業関係者による現地検討会

## 第2章 ビジョンの概要

### 1 ビジョン策定の背景

本市は、市域の56パーセントを森林が占め、森林の保全や林業の振興を市政の重要課題として位置づけています。これを受け、平成27年度の組織改編で市民環境部に森と水政策課を、また、産業振興部（現在は農林水産部）に林業振興課を設置し、森林・林業政策に積極的に取り組んでいくための体制を整備しました。

平成29年3月に策定した第2次東近江市総合計画の前期基本計画では、施策7の「活力とにぎわいのあるまち」の基本施策2に「森林や里山が適切に保全管理され資源を利活用するまちをつくります」として、「林業の振興」を掲げています。また、平成29年3月に策定した第2次東近江市環境基本計画では、重点プロジェクトの一つである「森おこしプロジェクト」の中に「100年の森おこしビジョンの作成」及び「森林整備の合意形成の推進」を盛り込んでいます。

こうした中、平成29年12月に「第10回ローカルサミット in 東近江」が本市で開催され、その第5分科会「鈴鹿の森おこし」では、林業関係者や登山団体など多様な主体が参加し、森林資源の循環利用や地域の特色をいかした森林づくりの方策について、地域（ローカル）の観点から議論を行いました。

さらに、ローカルサミットの議論を一過性のものにするのではなく、本市の森林づくりの方策について引き続き検討するため、製材業者、工務店、木工業者、薪ストーブ販売業者、山岳団体、森林組合及び行政関係者を構成員とする「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループを平成30年1月に設置しました。本ワーキンググループでは、「(仮称) 東近江市・100年の森づくりビジョン（素案）」を策定するとともに、具体的な実践活動として「あらゆる場面に木を使うプロジェクト」及び「東近江市らしい新たな森づくりプロジェクト」に取り組んできました。

以上のような背景を踏まえ、令和元年度に東近江市100年の森づくりビジョンを策定し、今後の本市の森林・林業政策を計画的に進めていくための指針としていきます。

#### コラム1 地域(ローカル)の視点で森林・林業を考える・・・!

##### ローカルサミットin東近江 第5分科会「鈴鹿の森おこし」

ローカルサミットは、100年後の地域社会を構想するに当たり、従来の効率や成長のグローバルリズムの延長線上ではなく、忘れかけているローカルの仕組みにこそ解決の糸口があるとの考え方の基に全国各地で開催されているものです。第10回ローカルサミット in 東近江は、平成29年12月1日から3日間にわたり本市で開催され、フィールドワーク、講演会、分科会などを通じて参加者の議論が交わされました。

このうち分科会は農業、ものづくり、エネルギーをはじめ10の分野に分かれて開催され、第5分科会「鈴鹿の森おこし～東近江市から100年後の森づくりのために～」は、研究者、行政、森林組合、製材業者、工務店及び登山団体など幅広い関係者が参加し、全国的に森林資源が利用可能な時期を迎える中、地域の特色をいかした森林づくりや資源利用の在り方について、森里川湖のつながりを有する本市をモデルに地域（ローカル）の観点から議論しました。

話題提供者からは、本市の森林・林業の現状と課題、イヌワシの生息環境に配慮した森林管理、東近江市永源寺森林組合による森林経営管理、薪に関連するビジネスや普及啓発、プラスチックを木製品に戻す市民プロジェクト、地元産材を利用した木組みの積み木の製作など、特色ある取組が紹介されました。

議論では、これまでの森林・林業行政は国が強い権限をもって主導し、全国一律の政策が推進されてきた一方で、市町村の役割は相対的に小さい状況にありましたが、森林・林業の課題は複雑化してきており、今後は地域の実情に応じた対策を地域が主体的に取り組んでいく必要性が指摘されました。

また、森林資源の利用と森林の再生を両面で考えていく必要性、生産者が収益を上げられる仕組みづくり、人材育成や多様な分野との連携の重要性など、活発な意見が交わされました。

最後に今回の議論を一過性のものにするのではなく、東近江市らしい森林ビジョンの策定や課題解決のための取組の実践につなげていくことが確認され、分科会の幕を閉じました。



ローカルサミット第5分科会の様子

## 2 ビジョンの位置づけ、特色及び他計画との関係

### (1) ビジョンの位置づけ

第2次東近江市総合計画の前期基本計画に掲げる森林・林業分野の基本施策を実現するために策定する任意計画とします。

### (2) ビジョンの特色

本ビジョンは、次のような特色を持っています。

- 森林整備や木材生産など基本的な森林・林業政策を中心としつつ、エコツーリズム、観光など森林に関わる幅広い分野についてもビジョンの対象としています。
- これまでの全国的な森林・林業政策の経緯を踏まえ、地域が主体的に森林・林業政策に取り組んでいくべきであるとの考え方を示しています。
- 地域住民や関係者が、林業の課題を実感できるエリアで地域の森林情報を共有し、将

来に向けた森林づくりや資源利用などを話し合う「東近江市100年の森づくり地域ワークショップ」を打ち出しています。

- これまでのような森林情報を基にした機械的なゾーニングではなく、地域住民や関係者から得られた生き生きした情報や議論の成果を基にしたきめ細かなゾーニングを取り入れていきます。

### (3) 他計画との関係

#### 1) 第2次東近江市総合計画

本市の将来ビジョンや市民と行政が協働して取り組むまちづくりのための指針として本市が策定したもので、基本構想と基本計画からなります。本ビジョンは、第2次東近江市総合計画の下位計画に位置づけるものとします。

#### 2) 東近江市森林整備計画

森林法に基づき本市が策定した法定計画で、本市の森林整備や森林資源利用について定めています。本ビジョンとは並立の関係にあり、相互に連携・調整の上で推進していくこととします。

#### 3) 第2次東近江市環境基本計画

環境基本法に基づき本市が策定した法定計画で、本市の環境政策を総合的に推進していくために必要な事項を定めています。本ビジョンとは並立の関係にあり、相互に連携・調整の上で推進していくこととします。

#### 4) 鈴鹿10座の保全・活用プラン

鈴鹿10座の保全及び活用を計画的に推進するため、本市が策定した任意計画です。本ビジョンとは並立の関係にあり、相互に連携・調整の上で推進していくこととします。

#### 5) 湖南地域森林計画

森林法に基づき滋賀県が策定した法定計画で、本市を含む湖南地域を対象区域として、森林整備や森林資源利用について定めています。本ビジョンとは並立の関係にあり、相互に連携・調整の上で推進していくこととします。

## 3 計画期間

本ビジョンの第1期計画期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの5年間とします。

なお、第1章の森林づくりのあるべき姿は、おおむね10年先を目指したものであるため、第1期計画の達成状況を評価・検証した上で、第2期計画を策定することとします。

また、第1期計画期間中における社会経済情勢の変化などにより必要が生じた場合は、適宜、本ビジョンの見直しを行うこととします。

#### 4 対象区域

東近江市全域



## 第3章 現状と課題

### 1 東近江市の森林・林業の現状

#### (1) 東近江市の森林の現況

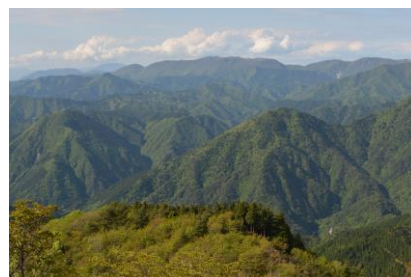
- 本市の平成30年度における森林面積は21,847ヘクタールであり、市域の56パーセントを占めています。森林面積のうち、民有林が21,167ヘクタールと97パーセントを占め、残りの680ヘクタールが国有林になっています。
- 民有林の所有形態は、個人27パーセント、公社公団18パーセント、社寺14パーセント、会社12パーセント、集落11パーセント、県3パーセント、生産森林組合2パーセント、市2パーセント、財産区1パーセントの順であり、その他が10パーセントとなっています。
- 本市の森林面積21,847ヘクタールのうち人工林・天然林別森林面積は、人工林が7,284ヘクタール、天然林が13,887ヘクタール、竹林が131ヘクタール、無立木地が444ヘクタール、更新困難地が101ヘクタールです。人工林率は33パーセントと県平均の42パーセントよりも低く、天然林が多いのが特徴となっています。
- これらの森林は、鈴鹿山脈のある奥山地域と平野部の丘陵地や愛知川などの河辺林からなる里山地域に区分することができます。奥山地域は天然林と人工林がモザイク状に存在し、里山地域はかつて薪炭林として利用されてきた天然林が大半を占めています。
- 戦後、植栽されたスギ、ヒノキを中心とする人工林は、現在、8齢級から10齢級の森林がピークを形成しています。これらの森林では、平成10年度頃から間伐が本格的に実施され、ピークの平成19年度からやや減少傾向にあるものの、現在も高水準で推移しています。
- 本市の人工林は10齢級以上の森林が55パーセントを占めており、伐採利用が可能な段階を迎えています。しかし、造林面積の推移を見てみると、拡大造林は減少する一方であり、また再造林についても低調に推移しており、主伐やこれに伴う森林の更新がほとんど行われていない状況にあります。
- 鈴鹿山脈のブナ林の多くはスギやヒノキの人工林などに置き換わっていますが、御池岳のT字尾根、白船峠周辺、釈迦ヶ岳の山頂付近、タイジョウから杉峠に至るりょう線などには中小規模のブナ林が残されています。
- 本市には「21世紀に残したい日本の自然100選」に選定された御池岳のオオイタヤメイゲツ林、竜ヶ岳や釈迦ヶ岳周辺のシロヤシオの群落、日本コバヤ岳の周辺に存在するモミ林、天狗堂、竜ヶ岳などの中腹に見られるアカガシの森など、多様で特徴的な森林が数多く存在しています。



御池岳・T字尾根のブナ林

## (2) 生物多様性保全から見た東近江市の森林

○鈴鹿山脈は、滋賀県と三重県の県境を南北に走る延長約50キロメートル、幅約10キロメートルの山岳地帯で、市域の56パーセントを占める森林の大半がこの中に含まれています。



鈴鹿の山々

○鈴鹿山脈の地質は、北部の御池岳、藤原岳などの石灰岩地域、竜ヶ岳より南部の釈迦ヶ岳、御在所岳などの花崗岩地域に大きく分けられるほか、日本コバ周辺や湖東平野の箕作山、織山などは湖東流紋岩から形成されています。このような地質条件の違いによって、北部には石灰岩地域に多いフクジュソウ、セツブンソウなどの春植物が、また、南部の花崗岩地域にはアカヤシオ、ベニドウダンなどツツジ科の植物が見られます。

○鈴鹿山脈は南北に長く、北部は日本海側からの季節風や積雪の影響を受ける一方、南部では太平洋側気候の影響を受けて晴れる日が多くなっています。また、山麓部の標高が100メートル程度であるのに対し、鈴鹿山脈の山頂部は1,000メートルを超え、標高差による気象条件の変化が大きいことが特徴です。このような気象条件の多様さから、暖温帯を代表するアカガシやスタジイなどの常緑広葉樹、中間温帯を代表するモミヤツガ、冷温帯を代表するブナやミズナラなどの落葉広葉樹をはじめ、多様な植生が見られます。

○本市には、鈴鹿山脈の奥深い森、布引山、箕作山などの里山、愛知川の河辺林など多様な森林が分布しています。また、愛知川は鈴鹿山脈から湖東平野を貫流して琵琶湖に注いでいますが、その源流から河口に至るすべてが市域に含まれており、森里川湖のつながりを有しています。こうした森林の多様性やつながりが多様ないきものの生息や繁殖場所、移動手段として重要な役割を果たしています。その一例として、ビワマスは、琵琶湖から森林地域の溪流にまで遡って産卵を行い、稚魚は琵琶湖に下って生育した後、再び溪流に戻ってきます。



河川を遡上してきたビワマス

○本市の森林は原生的な自然ではなく、過去から常に人の手が加えられ、そのことがいきものの生息に適した環境を提供してきました。例えば、里山では、薪炭や肥料用として柴を採取するなど、適度に人の手が加えられることにより、明るい環境を好むコバノミツバツツジなどの美しい花が咲き、昆虫や両生類、は虫類など多様ないきものを育んできました。

○草地やかん木地帯を狩り場とし、崖地を営巣場所とするイヌワシが鈴鹿山脈のような森林地帯に生息するのは世界的に珍しいと言われていましたが、炭焼きや拡大造林に伴う伐採で開放地ができることにより、格好の生息環境を提供してきました。

○地域住民に親しまれるとともに由緒ある巨樹・巨木や森林については、「滋賀県自然

環境保全条例」に基づく自然記念物及び「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」に基づく保護樹木・保護樹林に指定し、地域住民が中心となってその保全活動に取り組んでいます。

## コラム2 人の営みがイヌワシの森を育む・・・！

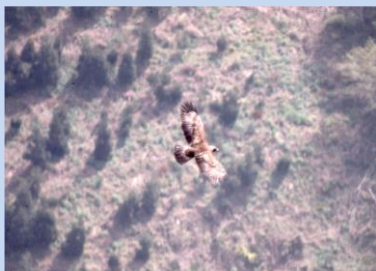
### 林業活動とイヌワシの生息環境の変化

イヌワシは草地やかん木地など開けた自然環境でハンティングを行い、急峻な崖などで営巣するため、こうした環境が多いヨーロッパ、ロシア、モンゴル、北アメリカなどに広く分布しており、日本のように森林に覆われた山岳地帯にイヌワシが生息することは珍しいとされています。日本でイヌワシが安定的に生息しているのは、このような環境が見られる中部山岳地帯、北陸・東北の山岳地帯であり、スギ、ヒノキの人工林など森林に覆われた地域では生息していないとされ、鈴鹿山脈でも確認されていませんでした。

しかし、昭和51年3月、山崎亨氏（現アジア猛禽類ネットワーク会長）の調査によって、鈴鹿山脈で初めてイヌワシの生息と繁殖が確認されました。森林に覆われ、スギやヒノキの人工林も多い鈴鹿山脈にイヌワシが生息しているのはなぜでしょうか。鈴鹿山脈でのイヌワシのハンティング場所を調べてみると、カルスト地帯や伐採地などの開放地が多くを占めていたということです。同時に鈴鹿山脈に広がる落葉広葉樹林が重要な役割を果たしていることも分かってきました。落葉広葉樹林は11月から5月までの落葉期にハンティングに利用されるとともに、中小動物の供給場所として大きな役割を果たしています。

しかし、近年、鈴鹿山脈のイヌワシの生息や繁殖にとって危機的な状況が続いています。かつて鈴鹿の山々では薪や炭の生産が盛んに行われ、小面積の伐採地が至るところに存在していました。また、屋根を葺く茅を採取するための茅場もあり、このような山村住民の生産の場がイヌワシに格好のハンティング場所を提供していました。戦後の拡大造林により広葉樹林が伐採され、一時的に開放地が増加しましたが、その後、スギやヒノキの人工林が生育するにつれて閉鎖した森林が増加し、また、茅場なども森林化したため、イヌワシがハンティングできる場所が少なくなりました。このように、人間の営みの変化がイヌワシの生息や繁殖に大きな影響を及ぼしています。

戦後、植栽された人工林は、いよいよ伐採利用が可能な時期を迎えています。間伐の繰り返しによる収穫が主流になっており、開放地を生み出す皆伐はほとんど行われていません。これは皆伐による伐採収益だけではその後の植栽や保育経費が賄えないためです。しかし、このまま皆伐が行われないと、森林の適切な更新が行われず、本市の森林の年齢構成がアンバランスになるばかりか、多様な用途に利用できる森林資源の確保が難しくなります。同時に伐採地などイヌワシのハンティングに必要な開放地が生み出されなくなります。つまり、人工林の適切な更新という林業上の課題解決がイヌワシの生息環境の改善にもつながるのです。



伐採跡地を飛翔するイヌワシ（写真提供 山崎亨氏）

### (3) 木材をはじめとする森林資源利用

- 戦後、植栽されたスギ、ヒノキの人工林が成熟し、森林資源の有効利用を図るべき時期を迎えています。これに伴い、本市の木材生産量は年々増加傾向で推移し、平成25年度の3,230立方メートルに対し、平成30年度には7,851立方メートルと2.4倍の伸びとなっています。これらの材の多くは合板、集成材及びチップ工場へ出荷されています。
- 平成27年3月に本市が策定した「公共建築物等における地域産木材の利用方針」に基づき、東近江市立の認定こども園をはじめ公共施設に東近江市産材を活用する取組が行われています。
- 広葉樹材の大半はチップ用材として出荷されていますが、東近江市永源寺森林組合では広葉樹材の木材市の開催や木工業者との連携による家具の生産・販売にも取り組んでいます。
- 東近江市産木材の生産・利用を通じて、資源や資金を地域内で循環させ、地域経済の活性化を図るため、本市を中心とする地域において、森林組合、製材業者、工務店、木工業者などの関係者による「東近江市・木を使うプロジェクト推進協議会」が令和元年5月27日に発足しました。
- 本市の小椋谷は全国の木地師文化発祥の地であり、地域の人々や全国の木地師関係者により引き継がれてきた文化や技術、地域に残る寺社などの建造物、氏子駈帳・氏子狩帳をはじめとする資料群が「木地師文化発祥の地東近江市小椋谷」として、平成30年度に一般社団法人日本森林学会から林業遺産に認定されました。

#### コラム3 林業遺産をこれからの森づくりにいかそう…!

##### 木地師文化が林業遺産に認定される

本市の小椋谷（現在の君ヶ畑町、蛭谷町、箕川町、政所町、黄和田町、九居瀬町）には、木地師文化発祥を裏付ける歴史的資料が数多く存在し、その歴史は平安時代にまでさかのぼることができます。また、当地出身の木地師が良材を求めて全国に広がり、日本の木工文化を支えてきました。君ヶ畑町の高松御所では氏子狩帳が、また蛭谷町の筒井公文所では氏子駈帳が木地師の戸籍簿として作成され、全国の木地師集落を廻国し、移住した木地師を統括していました。また、往来手形や免状、鑑札、神社札などを発行し、全国の木地師を保護していました。

このような木地師に関する資料群や建造物、道具類が「木地師文化発祥の地東近江市小椋谷」として、一般社団法人日本森林学会から平成30年度的林業遺産（NO.33）に認定されました。令和元年6月5日には東近江市役所で林業遺産認定証授与式を行い、一般社団法人日本森林学会の黒田慶子会長から小椋正清東近江市長に認定書が授与されました。また、令和元年7月15日に木地師やまの子の家で開催した木地師文化フォーラムでは、君ヶ畑町、蛭谷町、箕川町、政所町、黄和田町、九居瀬町の自治会長に対し、林業遺産認定証の伝達を行い、地元や関係の皆さんと林業遺産認定の喜びを分かちあうとともに、貴重な地域資源を次の世代へ継承していく大きな励みとなりました。



林業遺産認定証授与式

#### (4) 里山の保全と活用

- 鈴鹿山脈の山麓部、布引山、箕作山、雪野山、織山などの低山地帯、愛知川の河辺林などの里山は、古くから地域の人々とのつながりが深く、里山から産する木材や竹、落ち葉などが薪炭、緑肥、生活に利用する資材や道具など様々な用途に利用されてきました。
- 里山に適度に人の手が入ることによって森林の遷移が抑えられ、明るく利用しやすい環境が維持されるとともに、多様な動植物の生息・生育の場となってきました。
- 余暇時間の活用、健康増進への関心の高まり、自然への回帰志向など、これまでとは異なる新たな価値を里山に見出し、ボランティアを中心とした保全活動を行う団体が全国的に増加しており、本市においても里山保全団体が活発に活動を行うようになってきています。
- 本市では、多様で特徴的な里山の価値を改めて見直し、保全するだけでなく、人と自然を結びつける場として活用することを目的とした「東近江市にぎわい里山づくり条例」を平成18年度に施行しました。本条例に基づき認定した団体を「東近江市にぎわい里山づくり団体」として活動を支援しており、これまでに24団体が登録され、里山づくり活動に取り組んでいます。

#### (5) エコツーリズム

- 本市の森林は、鈴鹿山脈が鈴鹿国定公園に、また、織山や琵琶湖岸、伊庭内湖などが琵琶湖国定公園に指定されるなど豊かな自然に恵まれ、観光地として、また、登山やレクリエーションの場として積極的に活用されています。
- このような自然環境を適正なルールの導入や保全活動によって持続可能な利用に結びつけていくことが重要であることから、平成28年度に観光協会、アウトドア事業者、環境団体、行政機関などを構成員とする「東近江市エコツーリズム推進協議会」を設置し、地域資源の掘り起こし、モデル的なエコツアーの試行などの取組を進めています。
- 平成27年9月に選定した「鈴鹿10座」について、自然と調和しながら持続的に活用していくことを目指し、「鈴鹿10座の保全・活用プラン」を平成29年10月に策定しました。現在、本プランに基づき登山道整備、利用者への情報提供、ガイドの養

成、地域資源の活用、自然環境の保全対策などに取り組んでいます。

- 平成30年4月に道の駅奥永源寺溪流の里に鈴鹿10座ビジターセンターを設置し、登山に関する情報提供やエコツアーの拠点として活用しています。
- 本市の森林、田園地帯、街並みなどを楽しみながら歩くため、地域住民がコース設定やマップづくりに参加しながら地域資源を掘り起こし、地域の課題解決や活性化に結びつけていくフットパスプロジェクトを平成29年度から大学との連携により進めています。

## コラム4 鈴鹿10座の利活用を通じて豊かな自然環境を将来に…！

### 鈴鹿10座の保全・活用プラン

鈴鹿山脈の山々のすばらしさを多くの人に理解していただき、その豊かな自然資源を次世代に継承するため、平成27年9月に「鈴鹿10座」が選定されました。

しかし、平成29年5月に実施した「鈴鹿10座・登山者入込み状況調査」の結果によると、鈴鹿10座の登山者のうち東近江市側からの入山者はわずか11パーセントに過ぎないことが分かりました。その原因を分析したところ、登山口までのアクセスがしにくいこと、登山道・駐車場などの施設整備が不十分なこと、利用者への情報提供が十分ではないこと、ガイドや安全対策などの体制が未整備であることなど、多くの課題が浮かび上がってきました。

そこで、鈴鹿10座を豊かな自然と調和しながら持続的に活用していくことを目指し、ソフトとハードの両面で具体的取組を計画的に進めていくため、平成29年10月に「鈴鹿10座の保全・活用プラン」を策定しました。

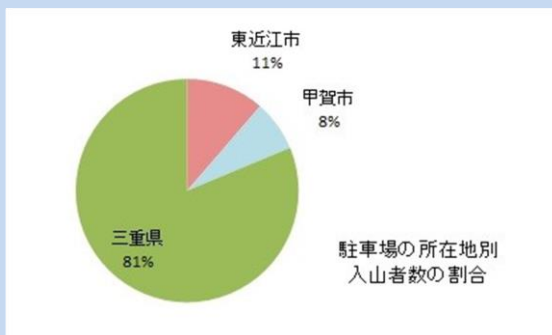
プランでは、鈴鹿10座のあるべき姿として、次の3点を掲げています。

○鈴鹿10座が多くの登山者で賑わい、鈴鹿のすばらしさが理解されている

○鈴鹿10座への登山者のアクセスや地域の自然・文化・物産等の活用を通じて、山村地域はもとより市街地の活性化が図られている

○鈴鹿10座の利活用を通じて、豊かな自然環境が将来にわたって保全されている

また、プランでは数値目標を掲げ、その達成に向けた具体的取組を5年間の実施計画に基づき進めていくこととしており、「鈴鹿10座の保全・活用プラン推進会議」において、毎年の達成状況の評価を行いながら、プランの着実な推進を目指しています。



鈴鹿10座・登山者入込み状況調査の結果

## (6) 里山林を活用した環境学習

- 本市では、河辺いきものの森を環境学習の拠点として位置づけ、年間約10,000

人の利用を受け入れています。県内の全ての小学校4年生を対象とする森林環境学習「やまのこ」事業では、里山保全活動団体「遊林会」が本市と協働しながら県内の小学校を受け入れ、年間約1,000人の子どもたちが体験プログラムに取り組んでいます。

○平成27年度から始まった里山保育は本市独自の取組で、保育園の近くにある里山を最大限にいかした保育園児の体験学習として実施しています。平成30年度は4園で延べ1,421名を受け入れており、参加者数は本市の未就学児童の14パーセントを占めるなど、順調にその数を伸ばしています。

## コラム5 森が子どもたちを育てる…！

### 東近江市が取り組む里山保育

ボランティアの方によって里山保全がなされ、市が環境学習の拠点として活用している河辺いきものの森は、手入れされた森林が広がる平地の里山ということもあって、平成14年のオープン以後、毎年子どもたちを中心として多数の団体等に利用されてきています。

しかし、市内には、河辺いきものの森だけでなく、里山などの身近な自然があちこちにあります。保育園や幼稚園など幼児期の子どもたちが、日常的に身近な自然に接することは、子どもたちが原体験を積み重ねる上でたいへん重要です。また、自然を通じた子どもの心の成長や、地域の自然を大切にしようとする思いの醸成にもつながります。

そこで、平成27年度から、河辺いきものの森の職員が園に出向いて、子どもたちと一緒に近くの身近な自然に出かけ、様々な自然体験をしようという「里山保育」をスタートさせました。里山保育は子どもたちに自然の知識を教えようとするものではなく、自然の中で発見したり試してみたり、あるいは友達と一緒に挑戦したりと、「身近な自然に出かけることって楽しいな」と子どもたちが実感することを重視して行っています。初年度は1園で実施し、2年目は2園で実施と、少しずつ実施園を拡大しているところですが、子どもたちはもちろん、保護者や園からもたいへん好評で、年々実施を希望する園が増えてきており、実施する職員が不足するほどまでになってきました。

当初は、園の近くに子どもたちが入れる里山があるなど、一定の条件を持った園を中心に実施してきましたが、繰り返し実施するうちに必ずしも里山のような環境でなくても、子どもたちが楽しめるということが分かってきたため、近年は田んぼのあぜ道や神社の境内など、子どもたちが歩いて行ける身近な自然を活用して実施しています。

実施園を増やしていくためには、実施者の確保など課題もありますが、園にフィールドと指導者が必須の「森のようちえん」などと異なり、里山保育はどの園でも実施できる可能性があることから、少しでも多くの子どもたちに対して実施していきたいと考えています。



身近な自然をフィールドにして行う里山保育

## 2 東近江市の森林・林業の課題

### (1) 森林の適正な経営管理が不十分なこと

○本市の人工林は、間伐を必要とする7齢級から10齢級までの森林が全体の53.8パーセントを占めています。また、人工林の半数以上が10齢級以上の主伐期を迎えており、今後は森林の公益的機能を適切に発揮しながら、森林資源の有効利用を図っていく必要があります。

○本市の森林は、所有形態が零細かつ分散しており、不在村森林所有者の増加、森林所有者の経営意欲の減退などにより、境界の不明瞭な森林や所有者不明の森林が増加し、間伐などの適切な森林管理や主伐による資源の有効利用に支障を及ぼしています。

○拡大造林により山間の奥地にスギやヒノキを植林したものの、風雪等により十分な生育が見られなかったり、間伐等の保育管理が十分に行われずに荒廃していたり、また、林道等から遠隔であるため、生産林としての見通しが立たない森林が存在します。こうした森林では、木材としての価値が低下するとともに、下層植生の衰退や表土の流出などの現象も起こってきています。



間伐が行われていないヒノキ林

○森林境界の明確化、森林情報の収集・整理、森林施業の集約化などの取組が行われていますが、地域の実情や森林所有者の意向が十分に把握できていないこと、地域における推進体制が不十分なことなどから、こうした取組の効果が十分に発揮されず、適正な間伐の実施や森林資源の有効利用に結びついていない状況にあります。

○平成31年4月1日に施行された「森林経営管理法」では、森林所有者による適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐ新たな森林管理システムを推進することとしており、本市としてもこのシステムを活用した取組を強化する必要があります。

○伐採時期に達した森林については、伐採収益だけでは再造林やその後の保育に必要な経費が賄えないこと、植栽した苗木がニホンジカの食害を受けることなどから、間伐の繰り返しにより収穫していく手法が主流となっています。このまま進むと、若い森林が育たず、本市の森林の齢級構成がアンバランスになり、多様な用途に利用できる資源の確保が難しくなることが懸念されます。このため、今後は皆伐による森林の更新を進めていくための手法の開発が必要になっています。

○かつては日常生活に利用されてきた竹林が利用されないまま繁茂し、立入りが困難になったり、農地や林地に侵入するとともに、降雪や強風により道路等に倒伏するなどの被害も見られます。

○本市では、永源寺地区を中心に林道整備が行われてきましたが、平成13年度を最後に新たな林道の開設は行われていません。一方、近年の利用間伐の増加に伴い、作業道の開設延長は順調な伸びを示しています。これらの林道や作業道が年月の経過とと



もに老朽化し、近年の台風や集中豪雨などにより被災するケースが増加しています。このような被害は、間伐の実施や木材の伐採・搬出など林業生産活動に支障を及ぼすだけではなく、山村住民の生活や登山、エコツーリズムの実施にも影響を及ぼしています。

- 林道の維持管理や災害復旧、作業道の整備は、非常に長大な延長を管理しなければならないことから、管理者にとって大きな負担になっています。



台風により被災した林道

## コラム 「東近江方式」で森林の経営管理に取り組む…！

### 新たな森林管理システム

近年、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加などが全国的に広がってきており、間伐等による森林整備が十分に行われないことや、成熟しつつある人工林資源が十分に利用されないことが懸念されています。

このため、森林の経営管理を市町村や意欲と能力のある林業事業者によって持続的に行う措置を講ずることを内容とする「森林経営管理法」が平成31年4月1日に施行されました。

この法律が打ち出している新たな森林管理システムとは、森林管理が適切に行われていない森林については市町村が仲介役となり、森林所有者と森林組合等の林業事業者をつなぐ仕組みです。

具体的な手順としては、市町村が森林所有者の意向を把握し、森林所有者自らによる経営管理が可能な森林については、従来どおり既存事業等を活用した取組を進めていただきます。また、森林所有者自らによる経営管理が困難な森林についてはその状況について調査を行い、このうち森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業事業者に委託することとし、森林経営に適さない森林については市町村が自ら管理することとしています。

本市では、この森林管理システムに基づく取組を推進するため、平成31年4月から森林管理アドバイザーを農林水産部林業振興課に設置し、東近江市内の森林の所有者情報や森林の整備状況等について調査を行っています。また、集落単位でワークショップを開催し、地域住民の皆さんから森林に関する多様な情報を得るとともに、集落における今後の森林整備や資源利用のあり方などについて議論を進めていただいています。このように、東近江市では集落を中心に現状や意向の把握を行う「東近江方式」による森林管理システムを、森林組合等の林業事業者とも連携しながら進めていきたいと考えています。



間伐が適切に実施された森林

## (2) 地域における森林資源の利用が不十分なこと

○本市の平成30年度の森林の蓄積3,236千立方メートルに対し、平成30年度の木材生産量は7,851立方メートルであり、利用されているのはわずか0.2パーセントに過ぎません。また、持続的な森林経営を行うためには、成長量を超える伐採を行わないことが鉄則ですが、本市の森林の成長量27千立方メートルに占める伐採量の割合は29.1パーセントであり、まだ相当の余裕を持っています。このため、本市の森林資源のポテンシャルをいかすためには、木材生産量を計画的に増加させていくことが必要です。

○本市の平成30年度の木材生産量7,851立方メートルのうち合板、集成材などに利用されるB材が26.9パーセント、木材チップなどに利用されるC材が41.7パーセントを占めるのに対し、製材品などに利用されるA材は31.4パーセントにとどまっています。

○A材は、販売価格がB材、C材よりも高いため、林業事業者の経営改善に寄与するとともに、森林所有者へ還元される金額も増加し、林業経営意欲の増進につながります。また、地域の製材工場や木工所で加工され、それらの製品が地域の木造住宅、木造公共施設、家具などに使用されることにより、地域の資源や資金が地域内で循環し、地域経済の発展に寄与することが期待できるため、今後はA材の占める割合を増加させることが課題です。そのためには、地域の森林組合、製材業者、木工業者、工務店などの関係者が連携し、地域産の木材が地域で生産・流通・加工・販売できる仕組みを構築することが必要です。

○本市の製材業者数は、平成元年度に29業者あったものが、平成30年度には12業者まで減少しており、木材業者（素材生産業者及び木材販売業者）についても、平成元年度の47業者から平成30年度には14業者まで減少しており、木材の生産・加工・流通・販売の担い手の確保が課題となっています。



東近江市内の製材工場

○燃料革命やプラスチックなどの代替品の普及により広葉樹材が使われなくなり、広葉樹林の適切な保全・管理が行われなくなっています。このため、今後は本市の天然林の多くを占める広葉樹資源の積極的な活用が課題となっています。

○森林は、木材をはじめとする物質的な資源としてだけではなく、森林空間を利用したレクリエーションや森林体験学習などにも利用されてきました。しかし、その利用範囲は限定的であったため、今後は観光、健康、教育など幅広い分野で利用を進めることにより、地域の振興につなげていくことが課題となっています。

○森林は木の香り、小川のせせらぎ、小鳥のさえずり、新緑や紅葉、土や落ち葉の感触などにより、リラックス効果、うつ状態の改善など人の心身の健康に良好な影響を及ぼすことが明らかになっていますが、その効果が十分に活用されていません。今後は、

森林が持つこうした効果を積極的に活用し、市民の健康増進を図るとともに、地域の活性化にも寄与することが期待されています。

### (3) 森林の生物多様性の劣化

- 間伐が行われないなど手入れ不足の人工林では、森林の下層植生が衰退し、小動物や鳥類、昆虫類などの生息・繁殖場所が消失しています。また、このような状態が進行すると、表土が流出し、植生基盤となる土壌や埋土種子が失われ、次代の森林更新にも影響を及ぼすことが懸念されています。
- イヌワシの生息には、狩場となる開放地が必要ですが、拡大造林や再造林による森林の伐採・更新が行われなくなり、開放地が創出されなくなった影響により、イヌワシの生息環境が大きく変化し、その生息・繁殖が危ぶまれています。
- 溪流沿いにスギ、ヒノキが植栽されたことにより、広葉樹が供給する昆虫などの餌が減少したり、適度な日陰が少なくなり、イワナ、アマゴなど森林と深い関わりを持つ魚類の生息に影響を及ぼしています。また、人工林や天然林の手入れ不足が進み、近年の集中豪雨の多発なども影響して、溪流の濁りが澄みにくくなるとともに、淵がなくなり、瀬ばかりになるなど、溪流魚の生息環境が大きく変化しています。
- 近年、ニホンジカの生息数が増加し、その食害により森林の下層植生や笹原が衰退・消滅するとともに、ニホンジカが嫌う不喜性植物や有毒植物が繁茂し、植生の多様性が失われています。これらにより、特定の植物に依存する昆虫類に影響を及ぼすとともに、小動物や鳥類の生息・繁殖場所が消失しています。下層植生が消滅した場所では後継樹が育たず、森林の更新が困難になっており、また、表土が雨水で浸食され、治水や防災面でのリスクが高まっています。
- 農用林や薪炭林として利用されてきた里山は、戦後の社会構造や生活習慣の変化によって放置され、植生遷移が進んで常緑広葉樹や竹が侵入し、明るい環境を好む里山特有の動植物が絶滅を危惧される状況になっています。また、里山の手入れ不足や耕作放棄地の増加などにより、野生動物と人間との適切なすみ分けが困難になり、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの野生動物による被害が深刻化しています。
- アカマツ林では松くい虫による枯死が見られるほか、コナラやクヌギ、アベマキなどの林では、カシノナガキクイムシが幹に侵入してナラ菌を持ち込み、枯死させるナラ枯れが発生しています。また、里山や河辺林などでは、土壌の浅い場所で育ちすぎた樹木が台風などにより倒れる被害も発生しています。



里山における竹の侵入

## コラム7 イワナの育つ健全な森林を次世代に…！

### イワナの養殖と森の変化

東近江市紅葉尾町でイワナやアマゴの養殖に取り組んでおられる池田則之さん。昭和40年代に先代が始められた養殖事業を引き継がれ、現在は家族ぐるみで事業を進められています。イワナは野性味が強く警戒心が強いいため養殖は難しいとされていましたが、独自の研究と大変な苦労を重ねられ、現在ではふ化した卵のうち90パーセント以上の養殖が可能になったとのこと。

育てられたイワナやアマゴは食用として出荷されるほか、稚魚や成魚は愛知川上流に放流され、渓流釣りファンに楽しまれています。池田さんのお話によると、イワナは本来、警戒心の強い魚ですが、養殖により集団で育てることを繰り返すうちに野性味を失っていくことがあるとのこと。人間も人工的な環境に慣れすぎて、自然と共生できない体質に変わってきているのではないかと警鐘を鳴らしておられます。

森林の変化もイワナやアマゴの生育に影響を及ぼしているようです。以前は広葉樹林であった所がスギやヒノキの人工林になると、イワナやアマゴの餌になる昆虫が減少します。また、人工林の間伐が十分に行われないと下層植生が衰退し、これがさらに進行すると溪流に土砂が流出します。すると滝や淵がなくなって瀬ばかりになり、魚にとってすみづらい環境になります。

池田さんは、イワナやアマゴが健全に育つ森林は、すべての植物や動物も含めてバランスがとれている証であり、そのことが鈴鹿の山や川にとって非常に重要なことであると指摘されています。そんな鈴鹿の森のバランスが様々な要因によって崩れてきています。イワナやアマゴを育む森をどのようにして将来に引き継いでいくのかが、私たちに与えられた課題であると言えます。



愛知川の源流に棲むイワナ

#### (4) 森林と地域住民や暮らし・文化との関係の希薄化

○かつての山村集落周辺の森林は、生活に必要な燃料や資材を調達する場として、また、林業や製炭などの生業の場として、山村住民との間に深いつながりがありました。しかし、社会構造や生活スタイルの変化に伴い、燃料や資材は化石燃料やプラスチックに置き換わり、地域住民が山に入る機会が減少しました。また、かつては植栽やその後続く下刈り、雪起こし、除間伐などの保育施業を森林所有者自身が行うケースが多く見られましたが、木が大きく成長し、大型機械を利用した作業が主流になるにつれて、施業を森林組合などの林業事業体に委ね、自分の山を見に行く機会も減少しま

した。このような中で、山村の過疎化や高齢化の進行、不在村森林所有者の増加などが森林と人との関係の希薄化に拍車をかけています。

- 地域住民や林業関係者などが地域の森林の現状や課題を共有し、地域の森林や山村の資源を掘り起こしながら、今後の森林づくりや森林資源の利用について語り合い、可能なところから実践していけるような仕組みの構築が必要となっています。



過疎化、高齢化が進む山村地域

- 近年、「鈴鹿10座」の登山や溪流釣り、キャンプなどの活動が活発化し、外部から本市の山村や森林、溪流などに入る機会が増加しています。しかし、単に山に登ったり溪流釣りをして帰るだけに終わったり、都会の生活スタイルをそのまま山村に持ち込むことで、ゴミ問題をはじめ自然環境や生活環境に負荷を与え、地域とのトラブルに発展しているケースも見られます。
- 地域住民にも交流や参加を働きかけながら、森林や山村の自然、暮らし、文化など多様な資源を掘り起こし、エコツーリズムなどに活用することにより、山村の活性化を図るとともに、森林・林業や自然環境保全への理解を深めるなど、森林と人との関係を再構築する必要があります。

#### (5) 森林や自然環境保全の重要性への理解が不十分なこと

- 地域で生産された木材は、合板、集成材、紙製品など工業製品化されたものに使用され、広く一般に流通していますが、そのことによって実態が見えにくくなり、私たちの身近な山とのつながりが実感されにくくなっています。
- 海外の熱帯雨林保護の考え方が日本の森林にも当てはめられ、木をきることが悪であるかのように認識されたり、ブナなどの広葉樹林が水源を育むとしてもはやされる一方で、スギやヒノキの人工林が一方向的に環境に悪影響を及ぼすかのような考え方が見られます。日本の人工林では、木をきって利用することが森林の健全性を高めることや、適正に管理されたスギやヒノキの人工林は、その景観の美しさや水源かん養機能の発揮の面で広葉樹林と遜色がないことなど、正しい理解を広めていくことが重要です。
- 市民が森林の保全・整備に参加したり、林業の生産現場に子どもたちを招いたり、里山などのフィールドを活用した森林体験学習を行うことにより、森林・林業の現状や自然の仕組みを学ぶ機会を創出することが重要です。こうした機会を通じて、森林や木材を身近なものとして理解し、森林保全活動への参加や地域資源の利用促進につなげるとともに、子どもたちの生きる力や創意工夫して物事を解決する力を育むことが求められます。
- 登山道に近接した手入れ不足の森林や作業道の存在が、登山やエコツーリズムにおける景観的な価値を損なっているケースが見られます。また、林業の効率性や生産性を

優先するあまり、作業道の幅員を広げたり、花崗岩など地質が脆弱な場所に作業道を開設することにより、災害を誘発するおそれがあります。森林施業を行う上での自然環境保全や防災面に対する意識の向上が求められています。

- 「滋賀県自然環境保全条例」に規定する自然記念物に指定された巨樹・巨木や、「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」に基づき指定された保護樹木・保護樹林については、指定後の周辺環境や人々の価値観の変化に伴い、地域住民による継続的な維持管理が難しくなっています。



台風の被害を受けた昭和町のムクノキ巨木

### 3 東近江市の森林行政を取り巻く課題

#### (1) 地域が主役となって森林・林業の課題解決に取り組めていないこと

- 過度な森林の伐採・利用による国土の荒廃を防ぐため、国が林業生産の基準を定める営林監督制度や、特定の森林を保護するために強い規制を行う保安林制度など、これまでの森林・林業政策は国が強い権限を行使して進められてきました。その一方で、市町村は規模の小さな治山事業や林道事業、森林病虫害等防除事業や里山保全事業などを担ってきましたが、森林・林業行政の全体から見ると、国や県の補完的な役割にとどまってきました。
- 近年、森林・林業を取り巻く課題は多様化してきており、その解決のためには、地域ごとの森林・林業の課題に目を向けて、地域が自らビジョンを描き、その実現に向けて取り組んでいくことが重要です。しかし、本市では、地域の視点を採り入れた独自の森林ビジョンの策定や、これに基づく森林・林業政策が十分に展開できていないのが現状です。

#### (2) 今後100年を見据えた森林づくりの取組ができていないこと

- 戦後、拡大造林政策が進められ、その後、国民の環境への関心の高まりとともに複層林施業や天然林施業など公益的機能の発揮を重視した森林整備が重要視され、近年は森林資源の充実を踏まえた林業成長産業化政策が展開されています。このように、これまでの森林・林業政策は、その時々々の社会経済情勢や森林に対する国民の要請を受けて進められてきました。しかし、地域の森林の特性や地域住民の森林への思いなどが十分に反映されてこなかった面もあり、その結果として、森林に対する森林所有者の関心不足、経営管理が不十分な森林の増加、林業の担い手の不足など、全国的に同様の課題や悩みを抱えた状況となっています。
- 地域においては、国及び県の政策や全国的な潮流を見据えつつ、森林所有者や林業関係者などの参加の基に、今後100年先を見据えた森林づくりの在り方を検討していく必要があります。

### **(3) 地域住民や地域の森林・林業関係者が森林・林業政策に参加できていないこと**

- 従来から、国や都道府県が森林・林業政策を企画・立案し、基本方針や要綱・要領が示され、これに基づいて様々な事業が展開されてきました。また、これらの事業の推進に当たっては、地域住民、森林所有者、森林組合など地域の関係者が様々な場面で関わり、大きな役割を果たしてきましたが、政策推進においてはあくまで受け身の存在であり、その企画・立案などに参加する機会がほとんどありませんでした。
- これからは、地域の関係者が森林・林業の課題解決を「自分ごと」として捉えて主体的に取り組むことにより、地域の実情や地元の声が政策に反映できるようにしていく必要があります。

### **(4) 森里川湖のつながりをいかした取組ができていないこと**

- 本市の森里川湖のつながりは、東近江市らしい森林づくりを進めていく上で大きな強みになると考えられます。しかし、自然環境や社会情勢等の変化により、森林や河川に対する人々の関心が薄れ、かつての森から湖に至る水、モノ、人のつながりが失われつつあるなど、その強みをいかした取組が十分に展開されていません。
- 近年、愛知川源流の森林の経営管理が不十分なことから、森林の公益的機能が十分に発揮されないことが懸念されています。また、愛知川の上流部にあたる茶屋川では、土砂の堆積により河床が上昇しているほか、愛知川中流部では瀬切れや河川水の濁りが見られるなど、林業、漁業、観光、レクリエーションなど様々な分野に影響を及ぼしています。このように、本来は強みであるはずの森里川湖のつながりを阻害するような課題が顕在化してきています。

### **(5) 多様な主体の参画による森林づくりの取組ができていないこと**

- これまでの森林・林業は、林野庁、都道府県の森林部局、市町村の農林部局などが政策を構築し、推進役となってきました。また、現場では森林組合、森林整備法人、製材所などが森林の保全・管理や木材の生産・加工を行うなど、林業関係者が中心となって様々な取組が進められてきました。しかし、森林や山村は、地域住民が生活や生業の場として利用してきており、また、登山、溪流釣り、キャンプ、森林体験などの活動などを通じて、登山者、都市住民、子どもたちをはじめ多様な主体が関わっています。
- 地域の森林・林業の課題を解決し、地域の特色をいかした森林づくりや資源利用の取組を進めていくためには、これまで森林・林業に関わってきた人々だけではなく、地域で森林に関わる様々な分野や関係者が参画し、それらの意見を反映していけるような仕組みを構築する必要があります。

## 第4章 基本理念

第3章の3 東近江市の森林行政を取り巻く課題を踏まえ、今後、本ビジョンに基づく基本施策を推進していくための基本的な考え方を次の5つの基本理念として掲げます。

### 1 地域（ローカル）の視点で森林・林業を考える

- 国や県のような大きなレベルで森林・林業施策を推進するだけではなく、地域住民や関係者の声が反映しやすい市レベルで森林・林業を捉え直し、独自に策定したビジョンに基づく取組を進めていきます。
- 具体的な森林整備や資源利用については、森林・林業の課題を実感しやすい集落や自治会など、よりローカルな視点で情報共有や議論を行い、地域住民や森林・林業に関わる多様な分野の人々の参画による取組を進めていきます。

### 2 100年先の未来を見据えたビジョンづくり

- これからの森林づくりは、その時々为社会経済情勢など時代の要請に翻弄されるのではなく、100年先の姿を見据え、地域に根付いたビジョンの基に取り組んでいく必要があります。
- 地域の森林に関わる人々がその夢や思いを語り合い、地域の森林の実情や地域住民の思いなどがビジョンに反映され、次の世代にも引き継いでいけるような仕組みを作りあげていきます。

### 3 プロセスの重視と柔軟な対応

- 森林ビジョンの策定作業や具体的な実践活動に当たっては、そのプロセスを重視することによって「自分ごと」として捉えながら参画していけるような機運を醸成することが重要です。
- これまでのような同時的、均一的な進め方や、一度決めたら変更できないような硬直した手法ではなく、地域の実情を踏まえた柔軟な進め方により、ビジョンの着実な成果が得られることを目指します。



森林ビジョンの策定過程の重視



## 4 森里川湖のつながりをいかした森林づくり

- 本市の強みである森里川湖のつながりをいかしたエコツーリズムなどの取組を発展させ、豊かな森林や自然環境の持続的な保全と活用を両立させていきます。
- 本市の森里川湖のつながりを阻害するような様々な課題を解決し、水の流れのつながり、モノの移動のつながり、人と人とのつながりの再生を目指した森林づくりを展開していきます。

## 5 森林・林業＋X（エックス）

- 山や森林に関わる多様な主体が、木材生産など従来型の森林・林業の枠だけにとらわれることなく、エコツーリズム、観光、健康福祉、教育など新たな価値（X・エックス）を森林に付加した考え方を提唱します。
- 既存の取組も含めて、森林・林業＋X（エックス）の取組を奨励し、積極的に活用していくことにより、東近江市の新たなビジネスとして成長、発展させていきます。

### **コラム8 「森林・林業＋X(エックス)」で広がる森林利用の可能性・・・！ 薪プロジェクトによる就業支援**

これまでは木材生産に主眼を置いて森林・林業が展開されてきましたが、森林の美しい風景は観光資源としての活用が可能であり、また、森林が心身の健康に及ぼす効果が科学的に証明されるなど、森林には木材生産だけではない多様な可能性があります。

林野庁では「森林サービス産業」として、森林空間を教育、健康、観光等に活用し、ビジネス化を目指す取組を推奨しています。また、滋賀県では森林や山村の多様な資源を活用し、地域を活性化させることを目的として「やまの健康」プロジェクトが推進されています。

本ビジョンでは、観光、教育、健康福祉、スポーツをはじめとして、あらゆる可能性を森林・林業に付加し、新たなビジネスとして発展させていく「森林・林業＋X（エックス）」の考え方を打ち出しています。このような考え方は全く新しいものではなく、既にその取組が始められています。

本市で薪と薪ストーブの販売を展開されている薪遊庭。代表の村山英志さんによると、里山の広葉樹が伸び放題になり、獣害やナラ枯れの温床になっている一方、薪ストーブの利用者が増加傾向にあることに目をつけて、薪プロジェクトを始められたとのこと。そんな中、障害のある人や自宅のみでの時間を過ごしてきた引きこもりの若者など、就労準備中の彼らを村山さんは「働きもん」と呼び、このような若者が薪プロジェクトに参加する取組を進められています。村山さんはこの取組について、次のように説明されています。

例えば、精密機械の製造工場であればノルマがあり、しかも1ミリの違いで製品になるかならないかがはっきりしてくる。こうした成功と失敗の世界がつらくなって「もう働くのは嫌だ」となった人がいた。特別支援学校を卒業したけれども、そういった職場で働くのが難しかった人達というのは、「○か×か」の×だけをもらって、うちに来られた人が多かった。ただ、薪割りは精密ではない。割って、それをエネルギーに変えるというだけだから・・・

こうして薪割りの仕事に定着した「働きもん」の皆さんは、次のステップに進み、新たな就業の場を得られるとのこと。

薪遊庭の取組は「森林・林業+就業支援」ということになります。このように、×（エックス）の部分にいろんなものを当てはめることによって、森林の利用の可能性が様々な形で広がっていきます。



薪割りの仕事をする「働きもん」の皆さん

## 第5章 基本施策

### 1 新たな森林経営管理の推進

#### (1) 新たな森林管理システムの推進

- 森林経営管理法に基づき、森林所有者によって適切な経営管理が行われていない森林について、東近江市が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐ新たな森林管理システムを積極的に推進します。
- 新たな森林管理システムの推進に当たっては、森林管理アドバイザーを中心に、集落単位で開催するワークショップや聞き取り調査などを行い、森林所有者や地域の林業関係者の意向を把握するとともに、得られた情報を基に森林の境界明確化や施業の集約化を進め、間伐等の森林施業の推進を図ります。

#### (2) 間伐等の森林整備及び路網の整備

- 伐採・利用が可能で収益性が見込める森林については利用間伐を進めていくこととし、収穫期に達しない若齢林や現時点で伐採収益が見込めない森林では保育間伐を行います。また、搬出の困難さや手入れ不足により収益が見込めず、公益的機能重視の森林に転換する場合は、強度間伐による針広混交林化を図るなど、状況に応じて適切に区分しながら森林整備を進めていきます。
- 間伐作業や間伐材の搬出・運搬の効率化、低コスト化を図るため、環境や景観に配慮しつつ、作業道等の路網整備や機械化を促進します。
- 間伐等の森林整備や路網の整備は、地域住民や関係者の合意形成や情報共有の基に進めることとし、その手段として集落単位で開催するワークショップや森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムを活用します。



間伐材の搬出

#### (3) 生態系や景観に配慮した伐採・搬出技術の確立

- 間伐等の森林整備の実施に当たっては、生態系や景観に配慮し、作業道等の開設は必要最小限の規模や規格とするとともに、登山道に近接する場合には迂回路の設置についても検討します。
- 索道やヘリコプターによる搬出など作業道以外の搬出方法についても、現地の自然環境や搬出する木材の状況、搬出に伴うコスト等を見極めた上で導入します。
- 大面積皆伐や伐採後に植栽が行われない造林未済地による自然環境の劣化や土壌の流出等が全国的に問題化しており、皆伐の実施に当たっては、小面積皆伐の採用、伐採跡地への苗木の植栽、ニホンジカ防護柵の設置などについて、森林所有者の理解を得ながら進めていきます。

#### (4) 管理放棄された里山林や竹林の整備とその仕組みづくり

- 荒廃した里山林や竹林については、松林の健全化対策、里山林の防災対策、獣害防止のための緩衝帯整備などに継続的に取り組み、その健全化を図ります。
- 健康増進や身近な自然に触れる場、薪などのバイオマスの利用、環境教育の場など、里山に新たな価値を見だし、積極的な活用や保全・整備ができるよう「東近江市にぎわい里山づくり条例」に基づき、里山保全活動に対する支援を行います。

#### (5) 奥山における森林施業の仕組みの確立

- 奥地にまで植えすぎたり、森林所有者による管理が困難な森林は、経済的な価値は低下しているものの、水源かん養機能やエコツーリズムのフィールドとしての価値を有しており、今後も適切な管理が必要です。このような森林の整備や活用の在り方、費用負担の仕組み等について、集落単位で開催するワークショップ等を活用しながら、幅広い関係者の参画により検討します。

#### (6) 林道の維持管理及び災害復旧対策の推進

- 林道は森林整備や木材生産活動に重要であるばかりではなく、山村住民の生活やエコツーリズムの実施においても重要な役割を果たしています。しかし、年月の経過とともに法面の不安定化、側溝への土砂の堆積、橋梁やトンネルの老朽化などが進行しており、今後も林道の維持管理を継続的かつ計画的に進めていきます。
- 上流部の山腹崩壊で河床が上昇することによる林道の被災が発生しており、土砂の発生源対策を関係機関に要請するとともに、現地の状況を踏まえながら土砂の堆積対策に取り組んでいきます。
- 林道の維持管理は、管理者だけではなく、地域住民や林道を利用する多様な主体とも連携し、その参画の基に進めていくための仕組みを検討します。
- 近年、台風や集中豪雨が頻繁に発生し、斜面崩壊や路体の流失など、林道が被災するケースが増加していますが、引き続き国や県の林道災害復旧事業の導入等により、早期の復旧が図れる体制を確保していきます。

### コラム9 神社の鳥居が土砂に埋まる・・・！

#### 抜本的対策が望まれる茶屋川の河床の上昇

愛知川は奥永源寺地域で御池川、茶屋川及び神崎川の三つの川に分かれますが、このうち茶屋川は鈴鹿10座の御池岳や藤原岳を源流とする愛知川の本流で、普段は澄んだ水が流れ、多くの支流も含めてアマゴやイワナなどの溪流釣りのメッカになっています。

ところが近年、激しい降雨があるとたちまち濁流になり、神崎川との合流点では澄んだ神崎川の水と濁った茶屋川の水が混ざる様子が確認できるほどです。また、上流で生産された土砂が押し流されて河床が上昇し、今は廃村となった茨川集落跡に残る神社の鳥居が埋まっています。茶屋川沿いに走る茨川林道でも、河床の上昇によって梅雨や台風時には水があふれ、林道の路体が流失するなどの被害が発生し、林業生産活動や溪流釣り、登山などの活動にも大きな影響を及ぼしています。本市では、林道災害復旧事業や河川のしゅんせつなどに取り組んでいますが、抜本的な解決には至っていません。

このような濁水の発生、土砂の流出、河床の上昇の原因として、上流の森林の管理不足や二ホンジカの食害により下層植生が衰退し、表土が流出していることが指摘されていますが、そのメカニズムについては十分に分かっていません。

上流の森林の状態が人間活動にも様々な面で影響を及ぼしており、その解決を図るための抜本的な対策が望まれています。



茨川集落跡の神社の鳥居。土砂に埋まる前（左）と後（右）。

## 2 あらゆる場面で木を使うプロジェクトの推進

### (1) 木材生産の効率化と生産量の拡大

○森林組合等の林業事業者による森林施業の集約化を加速し、高性能林業機械の導入や路網の整備により、木材の伐採・搬出・運搬の効率化が図れるよう支援し、木材生産量の拡大を目指していきます。

### (2) B材、C材中心からA材をはじめ多様な需要に応える生産構造への転換

○本市における木材生産はB材及びC材が大半を占めていますが、今後は販売価格がより高く、地域経済の発展にも寄与するA材のシェアを高めるため、木造住宅、公共施設、土木・園芸用資材、外構材、家具、玩具など多様な需要の開拓を図り、これらの需要に対応しうる生産構造へと転換していきます。

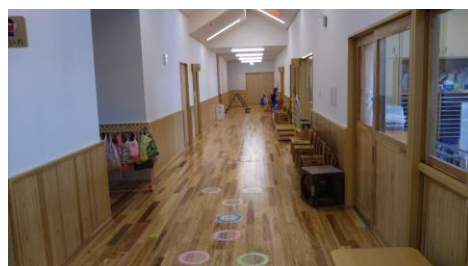


需要に応じた仕分けが重要

- 多様な用途に木材を供給し、付加価値を高めるため、伐採対象となる森林の樹種、胸高直径、樹高、保育の履歴、材質などを現地で適切に見極め、需要に応じた採材を行うとともに、需要先に対応した仕分や運搬が行えるよう、現地研修や指導により伐採・搬出技術の向上を図ります。
- 東近江市産木材を活用した家具や木製品を商品化するため、デザイン性の高い製品の試作や製品展示会の開催に取り組むとともに、地域での加工・販売体制づくりを目指していきます。

### (3) 公共施設における木材の利用促進

- 公共施設の木造化や内装の木質化に当たり、建築工事の発注と木材の調達のタイミングのずれから十分な量の木材が確保できないケースも見られるため、「東近江市産木材調達管理基金」の運用による東近江市産木材の先行取得により、原木や製材品の調達の円滑化を図ります。
- 「公共建築物等における地域産木材の利用方針」の趣旨に基づき、本市と関係機関が連携し、地域産木材の積極的な活用が図れるよう施設の整備計画や木材の生産に関する情報を共有し、需要と供給のマッチングを図ります。
- 公共施設の木造化に使用する木材の調達を担うべき森林組合や製材業者などが連携し、情報共有や役割分担を行うことにより、原木や製材品の供給が円滑に進められ体制の構築を図ります。
- 公共施設の新設や改築に当たっては、木造・非木造を問わず、そのタイミングを捉えて東近江市産木材を使用した内装の木質化や家具・備品等の導入を事業主体に働きかけます。



公共施設における内装の木質化

## コラム10 子どもたちが木に触れ、親しむ機会の提供を・・・!

### 東近江市産木材調達管理基金を活用した公共施設の木造化・木質化

本市では、これまでから公共施設の木造化・木質化に取り組んできましたが、令和2年度に開園する東近江市立永源寺もみじ幼稚園では、製材品、集成材、CLT（直行集成板）などの部材に東近江市産木材をふんだんに使い、その調達に当たっては東近江市産木材調達管理基金を活用しました。

公共施設の木造化・木質化を進める場合、大量の木材を伐採・搬出する必要があり、また、製材や乾燥にも手間や時間を要するため、木材の調達と建築工事のタイミングが合わないなどの問題がありました。そこで本市では、東近江市産木材調達管理基金を活用し、木材の調達を先行実施することで、木材の調達とこれに続く建築工事の円滑化を図っています。

また、今回の東近江市立永源寺もみじ幼稚園に使用した木材については、一般社団法人滋賀県造林公社が本市の営林地から供給する木材が使用され、「滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定」が令和元年7月29日に東近江市と滋賀県造林公社との間で締結されました。

地域で生産される木材を公共施設に利用することは、地域経済の活性化に寄与するばかりではなく、市民の皆さんや子どもたちに木に触れ、親しんでもらう機会を提供することにもつながります。また、自然素材としての木の良さを理解していただき、木材の利用促進が図られることにより、林業の振興や森林の保全・整備にもつなげられることから、今後も公共施設の木造化・木質化に積極的に取り組んでいきます。



「滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定」の調印式

#### (4) 薪の生産及び利用の促進

- 広葉樹材の多くが木材チップとして販売されてきましたが、近年、薪ストーブの利用が進んできていることにより木材チップよりも販売価格の高い薪の需要が拡大してきており、森林組合や薪の販売事業者等の連携により薪の生産、利用の拡大を目指します。
- 薪の需要の持続的な確保を図るため、薪ストーブの利用促進や正しい薪ストーブの利用に関する普及啓発を行うとともに、農業や事業者向けの薪ボイラー等の利用促進を働きかけます。

#### (5) 生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者の連携体制の構築

- 東近江市産木材の生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者による連携組織として発足した「東近江市・木を使うプロジェクト推進協議会」では、東近江市産木材を活用した製品開発、木製品の需要及び利用調査、広葉樹材の木材市場の開催、東近江市産木材や製品の展示、それらに関する情報提供や相談の一元化などに取り組む計画であり、これらの取組を支援します。

### コラム11 「プラスチックを木に」を合言葉に、あらゆる場面に木を使おう・・・!

#### 東近江市・木を使うプロジェクト推進協議会

本ビジョンの第2章の1 ビジョン策定の背景でご説明したように、本市では平成30年1月に森林・林業や山岳などに関わる多様な主体を構成員とする「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループを設置し、具体的な実践活動として「東近江市らしい新たな森づくりプロジェクト」と「あらゆる場面に木を使うプロジェクト」に取り組んできました。

「あらゆる場面に木を使うプロジェクト」では、「官庁街で木を使うには？」と「商業施設で木を使うには？」をテーマに2班に分かれてワークショップを行い、様々なアイデアを出し合いました。また、出てきたアイデアの中から実際に木製品を試作することとなり、その内容や方法についてさらに議論を行いました。

こうして実際に木製品を試作する作業を通じてメンバー同士が様々な形で関わり合う中で、東近江市産木材の生産・流通・加工・利用を促進する組織の設立についての気運が高まり、組織のあり方などについて協議を重ねた結果、令和元年5月27日に「東近江市・木を使うプロジェクト推進協議会」が発足しました。

協議会には森林組合、製材業者、木工業者、工務店、薪及び薪ストーブ業者、消費者など多様なメンバーが参加し、「プラスチックを木に・・・」を合言葉に、内装、家具、備品、玩具、小物など身近なところに東近江市産木材を活用するための取組が進められています。

現在、協議会では、組織の経営スキルや製作技術の向上、製品開発や商品化、展示会等を通じた製品のPRや木に親しむ機会の創出などに取り組まれています。

暮らしや事業活動などのあらゆる場面で木が使われることにより、本市の森林資源の活用はもとより、水源地域の森林の保全・整備にもつなげていくことが期待されます。



東近江市・木を使うプロジェクト推進協議会の設立総会

### (6) 木地師文化を継承・発展させる新たな木工文化の創出と木育の推進

○本市に古くから継承されてきた木地師文化の伝統や技術をいかしながら、ろくろ製品をはじめ新しい形で木材を加工する木工作家等による家具、器具、玩具などの製品開発、幼稚園など公共施設への木製品の導入、木製品の展示や木育を啓発するためのイベントの開催等に対する支援を行います。

○木育は、市民や子どもたちが木に触れ、木に親しむことにより、森林・林業や木材利用推進への理解を深めるとともに、幼児などの情操教育としても有効であることから、教育施設等に地域産木材を活用した玩具やスペースを導入します。

## 3 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり

### (1) いきものの生息に配慮した森林づくり

○イヌワシ、クマタカ、イワナなど代表的ないきものの生態について、森林所有者、林業関係者など多様な主体が学ぶ機会を設けるとともに、モデル林の設定などにより、これらのいきものの生息に配慮した森林づくりを実践していきます。



## (2) 「100年後に残したい鈴鹿の森」の選定と保全・活用

○本市の特徴的かつ貴重な森林について、その分布、規模、特性等について調査を行い、その妥当性や利用方法等について専門的な観点から評価・検討を行い、「100年後に残したい鈴鹿の森」として選定・公表するとともに、エコツーリズムや環境学習に活用しながら、適切な保全対策を進めていきます。

### コラム12 鈴鹿山脈の貴重な森林を次世代に…!

#### 「100年後に残したい鈴鹿の森」の選定と活用

鈴鹿山脈には多様な樹種からなる広大な森林が広がっており、その中には山頂部や尾根筋、溪流の畔などに人為的な影響をあまり受けていない特徴的な森林が残されています。また、薪炭利用など人為的な影響を受けながらも、この地域独自の形態を有する森林が存在している所もあります。

例えば、御池岳の山頂付近から滋賀県側に派生するT字尾根と呼ばれる場所には、新緑や黄葉が美しいブナ林が見られます。また、太尾と呼ばれる竜ヶ岳の西尾根にはアカガシの大木を含む群落が見られ、かつては優良な薪炭林であったことが想像されます。さらには、日本コバの登山道である通称「政所道」には純林に近いモミの森が広がっています。

本市では、このような鈴鹿山脈の特徴的な森林のうち特に貴重性が高い森林について、その保全と活用を積極的に進めるため、令和元年度に「100年後に残したい鈴鹿の森」選定事業に取り組んでいます。

「100年後に残したい鈴鹿の森」の選定基準は次のとおりです。

- (1) 鈴鹿山脈（東近江市の市域に限る。）に存在する森林であること。
- (2) 特定の種の本木（複数種を含む。）がまとまって分布すること。
- (3) 東近江市の森林として貴重なものであり、保全の必要性の高いもの
- (4) エコツーリズムや環境学習などに活用が可能なもの
- (5) 鈴鹿山脈の自然及び人との関わりについての特徴を表しているもの

選定された森は、今後、市民の皆さんをはじめ多くの方々に周知を図り、その保全の必要性を理解していただくとともに、エコツーリズムや環境学習などに積極的に活用していきたいと考えています。



太尾（竜ヶ岳西尾根）のアカガシ林

## (3) 多様な広葉樹材の活用と広葉樹林の保全・育成

○家具、玩具、日用品をはじめ多様な用途に広葉樹を活用するため、原木や製材品を販

売する市場の開催、広葉樹材を活用した製品開発、広葉樹材製品の展示・販売などに取り組んでいきます。

- 多種多様な広葉樹材が供給できる森林の整備を図るため、有用広葉樹苗木の生産やモデル的な有用広葉樹林の造成に取り組み、広葉樹林の育成技術の確立を図ります。



広葉樹の原木市

#### (4) 森里川湖のつながりを再生する森林づくり

- 愛知川では瀬切れや濁水が発生するなど、森里川湖のつながりを阻害する事象が見られますが、そのメカニズムの解明は十分ではありません。また、森林や河川に対する人々の関心が薄れ、上流の森林から琵琶湖に至るモノや人のつながりが途切れてきていることも指摘されています。このため、多様な関係者が森林や河川の現状、かつての利用状況などについて情報共有し、人との関わりの在り方について意見を交わすとともに、その成果を琵琶湖の保全や愛知川の再生に資する森林づくりにいかせるような仕組みを検討します。

#### (5) 鈴鹿10座やエコツーリズムなど多様な利用価値のある森林づくり

- 登山、エコツーリズム、環境学習等のフィールドとなる森林や、フットパスコースの背景となる森林については、間伐等の森林管理の優先的な実施、多様な樹種の保全、登山道と作業道の間への緩衝帯の設置などにより、その利用価値を高めていきます。
- 林業生産やエコツーリズムなど森林で行う活動に当たっては、自然環境への負荷が少ない資材や機械・器具の使用に努めるとともに、ゴミ問題の解消に向けた活動や啓発を行います。
- 多様な利用価値のある森林づくりには、林業関係者だけではなく、登山、キャンプ、エコツーリズムなど森林を利用する多様な主体にも参画を働きかけるとともに、費用負担の在り方についても検討していきます。

#### (6) ニホンジカの被害対策をはじめとする獣害対策の推進

- 野生動物による森林被害に対し、滋賀県、東近江市、猟友会等の連携によるニホンジカの捕獲、森林所有者や森林組合等による造林木のテープ巻きなどの対策を継続的に推進します。
- 高標高地での生態系被害に対し、ニホンジカの捕獲と防護柵の設置等による植生保護対策を両面で実施する鈴鹿生態系維持回復事業が滋賀県により実施されており、本市や登山団体等が連携し、事業の実施効果を高めていきます。
- 皆伐跡地に植生防護柵を設置し、苗木を植栽するモデル林を設定し、被害状況やコスト等を検証することにより、ニホンジカの食害地における森林の更新・保育技術の確立を目指します。

○ニホンジカの食害により、登山のフィールドとしての景観価値が低下したり、植生の破壊による道迷いなどが懸念されています。このため、登山関係者をはじめ多様な主体に対し、被害実態についての啓発を行うとともに、ニホンジカ被害対策への積極的な参画を働きかけます。

### コラム13 衰退・消滅したササ原をよみがえらせる…！

#### 鈴鹿生態系維持回復事業によるニホンジカ対策

鈴鹿山脈の最高峰、御池岳の山頂付近にある奥ノ平や日本庭園と呼ばれる場所には、かつては広大なササ原が広がっていましたが、ニホンジカの食害によりササが衰退・消滅しています。これによりニホンジカが嫌う植物や有毒植物ばかりが繁茂し、昆虫や小動物などの生息・繁殖に影響を及ぼしています。また、御池岳の山頂周辺にはカエデの仲間のオオイタヤメイゲツ林が広がり、「21世紀に残したい日本の自然100選」にも選ばれていますが、ニホンジカがオオイタヤメイゲツの樹皮を剥ぎ、ひどいものは枯死する被害が見られました。こうした状況が進むと、土壌が流失することにより、次代を担う植生の再生が困難になるとともに、土砂の流出など国土保全上の問題も懸念されます。

このため、滋賀県は平成26年度から生態系維持回復事業を導入し、ササや下層植生の復元を図るための植生防護柵の設置、オオイタヤメイゲツの幹を保護するためのネット巻きなどの対策に取り組まれています。また、平成29年度からは特定鳥獣捕獲等事業による高標高域でのニホンジカの捕獲にも取り組まれています。こうした取組の結果、植生防護柵を設置した場所ではササや広葉樹の稚樹が再生してきており、またネットを巻いたオオイタヤメイゲツの樹皮剥ぎが防止されるなど、対策による効果が現れ始めています。

設置した植生防護柵は積雪による転倒や破損を防ぐため、積雪前にネットを下ろし、融雪後にはネットを上げる作業が毎年行われています。また、年月の経過とともに風雪等によりネットが劣化してきているため、これらの補修作業も続けられ、これらの作業については、滋賀県、東近江市、東近江市永源寺森林組合及び鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ（コラム15）が連携しながら実施しています。

農地や集落周辺における獣害については、市民や農業者の皆さんの関心も高く、被害対策も着実に推進されていますが、鈴鹿山脈の奥深い場所で発生しているニホンジカの生態系被害の深刻さは十分に認知されているとは言えない状況にあります。今後はこうした被害実態とともに、被害対策の努力が継続されていることを広く啓発していくことが重要です。



ササが生えていた1995年の御池岳のボタンブチ(左)とササが消滅した2017年(中央)の比較。植生防護柵の設置により2018年には一部のササが再生(右)。

## (7) 全国植樹祭の植樹イベントを活用した森林づくりの実践

○令和3年度に甲賀市の鹿深夢の森で開催される全国植樹祭の植樹会場のひとつを本市に設置し、全国植樹祭当日に全国から来られる招待者向けの「招待者記念植樹会場」においては、本市に特徴的な樹種の植栽や会場への東近江市産木材の積極的な活用など、本ビジョンに掲げる本市の新たな森林づくりを全国に発信する場として活用していきます。



全国植樹祭の招待者記念植樹会場予定地

○地元市町が独自に設置する「その他植樹会場」では、有用広葉樹林の造成や生物多様性の保全に配慮した森林整備など、本市の新たな森林づくりの実践の場として活用するとともに、市民参加による植樹イベントの開催などにより、森林づくりの啓発や全国植樹祭の機運の盛り上げを図ります。

○全国植樹祭実行委員会が実施する苗木のホームステイ制度などを活用し、市民や団体が苗木の育成を通じて森林づくりに参画し、森林や林業の重要性について理解する契機とします。

## (8) 巨樹・巨木の保全

○「滋賀県自然環境保全条例」に規定する自然記念物に指定された巨樹・巨木や、「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」に基づき指定された保護樹木・保護樹林については、その現状を把握し、今後の保全対策についての検討を行います。また、巨樹・巨木の大切さについての啓発を図るとともに、滋賀県と連携しながら地域住民等による保全活動を支援するための仕組みを検討します。

○巨樹・巨木をエコツーリズムや環境教育に積極的に活用し、保全への理解を促進するとともに、保全活動への参加の気運を醸成します。

## 4 エコツーリズムの推進と地域資源の活用

### (1) 東近江市ならではのエコツーリズムの確立

○エコツーリズムに対する理解の促進、関係者の連携や実施体制の整備、オーバーユースや無秩序な利用への対応、地域の活性化への貢献等を目指し、国及び県の助言を受けながら、東近江市エコツーリズム推進協議会を中心にエコツーリズム推進法に基づく全体構想の策定に取り組みます。



鈴鹿10座の雨乞岳でのエコツアー

○本市の自然、歴史・文化など地域資源の掘り起こしとその活用策の検討、エコツーリズムの推進体制の強化、ワイズユースの考え方に立ったローカルルール of の検討などに取り組み、本

市ならではのエコツーリズムを確立します。

## (2) 鈴鹿10座の保全と活用

- 「鈴鹿10座の保全・活用プラン」に基づき、登山口までのアクセス改善、登山道や駐車場等の整備、利用者への広報・情報提供、安全対策や維持管理のための体制構築、自然や歴史・文化など地域資源の活用、優れた自然環境を保全・活用するための仕組みの確立など、具体的取組を計画的に進めていきます。
- 取組の推進にあたっては、第三者機関として設置した鈴鹿10座の保全・活用プラン推進会議によりプランの進行管理と評価を行うとともに、専門的な観点から指導・助言を受け、プランの着実な推進を図ります。

## (3) 林業遺産に認定された木地師文化の発信と活用

- 平成30年度に「木地師文化発祥の地東近江市小椋谷」が林業遺産に認定されました。今まで取り組んできた木地師文化の発信をこの認定を契機により強く打ち出し、木地師文化を営々と引き継いできた地域住民や関係者による取組の励みとするとともに、東近江市の新たな木工文化を創出・発展させるための推進力とするなど、積極的に活用していきます。

## (4) フットパスプロジェクトによる地域資源の発掘とその活用

- 本市には、貴重な自然環境、山村の人々の暮らし、それらから育まれてきた美しい山村景観や歴史・文化など多様な資源が存在します。これらの資源をフットパスのコースづくり、マップの作成、ワークショップなどの場を通じて発掘し、フットパスイベントなどに積極的に活用することにより、山村と都市との交流を活発化させ、森林と人との新たな関係を構築するとともに、山村地域の活性化にもつなげていきます。

### **コラム14 埋もれた資源を掘り起こし、地域の誇りを取り戻そう…！ 東近江市フットパスプロジェクト**

「フットパス」とは、森林や田園地帯、古い町並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しむことができる小径のことで、発祥の地であるイギリスでは、週末になると大勢の人々が都会から農山村を訪れ、フットパスを楽しんでいます。また、フットパスを訪れる人々を地域が受け入れることにより、大きな経済効果を及ぼしているとのこと。

本市は古くから文化が開け、地域の人々が暮らしや生業を通じて長年にわたって自然環境に働きかけ、風土に根ざした伝統的な生活スタイルを築き上げてきた結果、美しい景観や歴史・文化遺産が各所に見られ、フットパスに適した地域であると言えます。

こうした地域資源をいかすため、本市では平成29年度から「みらいの環境を支える龍谷プロジェクト（みらプロ）」の皆さんとの協働によりフットパスに取り組んでいます。

フットパスの取組は、まず地域資源の掘り起こしから始まります。地域住民の皆さんが参加するワークショップで魅力的な風景や歴史・文化遺産、暮らしや生業の様子などの情報を提供していただき、地図に落とししていきます。また、みらプロの学生や市職員が実際にコースを歩いたり、フットパスイベントを実施し、地域住民や関係者の皆さん、さらには地域外の参加者からも意見をいただきながらマップを完成させていきます。

これらの作業を通じて、地域の魅力がフットパスのコースづくりやマップの作成に参加した人々に共有されると同時に、山村の過疎化、高齢化や獣害の問題など、地域の課題も浮かび上がってきます。

フットパスの国内の先進地である東京都町田市では、里山の無秩序な開発を防止し、地域住民が誇りを持って地域を見直していくためのツールとして、フットパスが活用されています。また、熊本県下益城郡美里町では、地域住民がフットパスで訪れる人々を縁側カフェなどで受け入れ、相互のふれあいや会話が旅をより魅力的なものにするとともに、そのことが地域住民のやりがいや誇りにもつながるなど、地域の活性化に大きく寄与しています。

本市では、これまでに八日市地区で「八日市てくてくマップ」を作成するとともに、奥永源寺の4地区でもフットパスマップを作成し、イベント等にも活用しています。今後もフットパスの取組を通じて、埋もれた地域資源の掘り起こしとその活用を図るとともに、様々な地域課題の解決も目指していきたいと考えています。



奥永源寺のフットパスマップ



ありのままの風景を歩くフットパス

## 5 次代の森林づくりを担う人材育成と環境学習

### (1) 森林づくりの専門家の育成

- 生物多様性の保全を重視した森林づくりや付加価値の高い木材生産を進めるために必要な知識や技術を有し、林業の活性化や山村の振興のための活動に積極的に取り組む担い手を育成するため、地域おこし協力隊制度を活用し、林業を生業とする人材の定着を目指します。
- 一般市民や子どもたちが森林・林業について学び、今後の森林づくりに参加する契機とするとともに、セミプロとして週末に里山の保全や薪



森林の専門家育成塾

などの森林資源の利活用を行う人材を育成・指導する「森林（もり）の専門家養成塾」を開講します。

- 林業労働は、地形が厳しいことや労働負荷が大きいことなどから、労働災害の発生率が全産業種の中でも特に高い水準にあります。このような労働災害を防止し、安全で快適な職場づくりに努めることは、林業従事者の継続的な確保を図る上でも重要なことから、滋賀県や林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部と連携し、その啓発に取り組みます。

## （２）東近江市の多様な森林をいかした環境学習の推進

- 次代を担う子どもたちが森林や自然に触れたり親しむことにより、その仕組みを学び、生きる力を育むとともに、森林保全や木材の利用に積極的に参加していく土台を築くため、やまのこ事業、モリイコ、里山保育などの森林環境学習に取り組んでいきます。
- 環境学習のフィールドとして、河辺いきものの森の活用と再生を図るとともに、新たに整備する（仮称）布引の森や奥永源寺地域においても学習活動を展開し、平地林、山辺の里山、鈴鹿の奥山の三つの特色ある森林をいかした、より多様で充実した森林環境学習を目指します。

## （３）エコツアーリズムガイドの養成

- 鈴鹿10座などをフィールドとしたエコツアーリズムをより充実したものとし、安全に楽しんでもらうため、鈴鹿山脈の自然や歴史・文化、登山の知識や技術、救急対応などに精通したガイドを育成するための養成講座を3年ごとに開講します。
- 養成講座の修了者により平成30年3月に発足した「鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ」によるエコツアーの開催、登山道の整備、自然環境の保全などの活動を支援するとともに、当ガイドクラブによる技術の向上を図るための研修等を計画的に行います。

### コラム15 鈴鹿10座の自然・歴史・文化の魅力を伝え、安全・快適な登山を・・・！

#### 鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ

鈴鹿10座をはじめとする本市の自然や歴史・文化の魅力を発信し、安全で快適な登山を指導するとともに、登山道の整備や維持管理を行うなど「鈴鹿10座の保全・活用プラン」を推進する上での担い手となる人材を育成するため、平成29年9月から11月までの約3ヶ月間にわたり、東近江市エコツアーリズムガイド養成講座を開講しました。

養成講座のカリキュラムは、エコツアーリズム論、登山・ガイド技術とリスク管理、鈴鹿山脈の動植物や歴史文化、観光政策、森林・林業政策、自然環境保全政策など幅広い分野で構成され、18名の受講者が熱心に講義に取り組みされた結果、平成29年11月21日に全員が修了し、東近江市エコツアーリズム推進協議会からガイドとしての認定を受けました。

その後、認定されたガイドによる組織化に向けた話し合いが重ねられ、平成30年3月13日に開催された設立総会で鈴鹿10座エコツアーガイドクラブが発足し、4月10日には小椋正清東近江市長の臨席のもとに設立記念式典が開催されました。

現在、鈴鹿10座エコツアーガイドクラブでは、自主企画イベントにより、鈴鹿10座への登山や東近江市の自然・歴史・文化資源をいかしたエコツーリズムに取り組まれており、参加者の皆さんに安全・快適に楽しんでもらえるようなガイドに努められています。また、東近江市エコツーリズム推進協議会からの委託を受けて、登山道の巡視や整備、自然環境の保全活動、鈴鹿10座ビジターセンターでの相談業務などにも取り組んでいます。さらには大阪や名古屋など大都市で開催される展示会などを通じて鈴鹿10座の魅力を発信しており、鈴鹿10座を訪れる登山者も増加傾向にあります。

鈴鹿10座エコツアーガイドクラブでは、フォローアップ研修や県外視察研修によるガイドスキルの向上を目指しており、今後の更なる活躍が期待されます。



鈴鹿10座エコツアーガイドクラブによる登山道整備

#### (4) 森林における防災・減災の普及啓発

○近年、集中豪雨等による山地災害が全国的に発生しており、地域住民が日頃から森林や施設の状態を把握しておくことが予防や避難の観点から重要であり、森林における防災・減災の普及啓発に取り組めます。

#### (5) 「(仮称) 鈴鹿の森ビジターセンター」における自然、暮らし、文化などの情報収集と発信

○鈴鹿10座ビジターセンターの登山に関する情報提供やエコツーリズムの拠点としての機能に加え、鈴鹿山脈の豊かな森林、自然、山村の暮らし、歴史・文化をはじめ様々な情報の収集と発信の場として、また、森林・林業体験やエコツーリズム、環境学習や調査・研究の拠点としての機能も備えた「(仮称) 鈴鹿の森ビジターセンター」の整備に向けた検討を進めます。



## 第6章 ビジョン推進のための仕組み

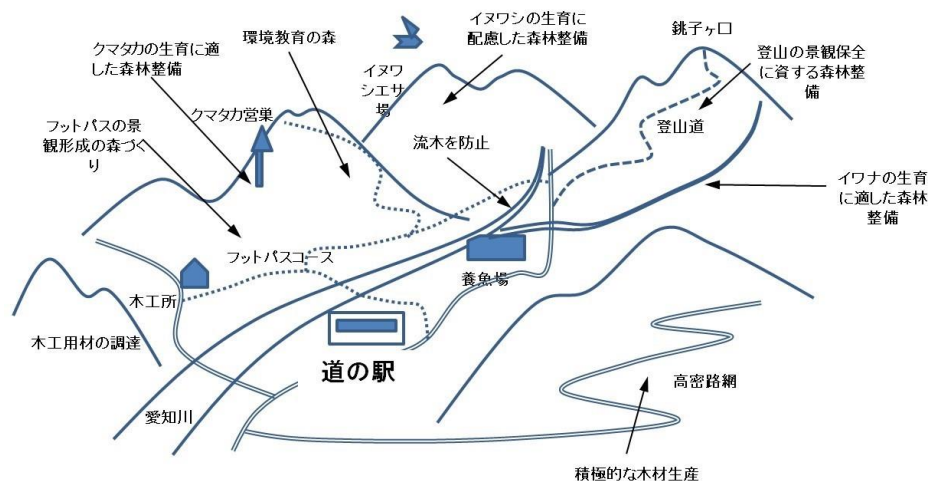
第5章の基本施策は、第4章に掲げた基本理念に沿った形で推進していくことが重要であり、そのための仕組みとして次の5つを掲げます。

### 1 東近江市100年の森づくり地域ワークショップ

- 地域住民や関係者が森林・林業の課題を実感できるエリアにおいて、地域の森林の履歴や現状などの情報を共有し、将来に向けた森林づくりや資源利用などについて話し合うとともに、必要に応じて現地調査や具体的な実践活動に取り組む場として、一定の森林面積がある集落ごとに東近江市100年の森づくり地域ワークショップを開催します。
- このワークショップで得られた情報や議論の成果を基にゾーニングやきめ細かな施業方針を作成し、今後の森林づくりや資源利用にいかしていきます。

### 2 新たなゾーニングシステムの導入

- 本市の森林づくりに当たっては、従来のような空間的なゾーニングだけではなく、地域住民や林業関係者の皆さんから昔の森、現在の森について情報収集を行うとともに、将来の姿などについて議論し、その結果を反映するなど時間的な要素も取り入れた本市独自の新たなゾーニングシステムの導入を図ります。



地域住民の参加によるゾーニングのイメージ

## コラム16 昔の森、今の森、そして将来の森について語ろう…！

### 東近江市100年の森づくり地域ワークショップ

本ビジョンでは、森林・林業の課題を実感できるエリアにおいて、地域の森林の履歴や現状などの情報を共有し、将来の森林づくりや資源利用などについて話し合う東近江市100年の森づくり地域ワークショップを開催することとしています。また、東近江市では、コラム6でご紹介した「新たな森林経営管理システム」を、集落単位で進めることとし、地域の森林の現状や森林所有者の意向の把握についても、東近江市100年の森づくり地域ワークショップを活用する方針です。

このワークショップについては、可能なところから実施し、その手法等について実証していくため、平成30年度に東近江市箕川町、令和元年度に東近江市君ヶ畑町で開催しています。

これまでに開催したワークショップでは、まず「昔の森について語ろう…！」として、かつての森林の様子やその中で行われてきた様々な活動について、参加者の皆さんから情報を出していただきました。次に「今の森について語ろう…！」として、森林の現状や課題について語り合い、出された情報は図面に記入し、持ち帰って整理しました。

箕川町で開催したワークショップでは、昭和初期までの林業活動は薪炭生産が主流でしたが、昭和20年代からスギ・ヒノキの植林が盛んに行われたとのことで、女性の参加者からは重い苗木を担いで毎日山に入っていた思い出が語られました。尾根筋は民家の屋根などに使用する茅の採取地（茅場）として利用されていましたが、昭和40年代に滋賀県造林公社の造林地に変わっていったそうです。また、集落の近くには300年生のスギ林が現在も残っているという情報が得られたため、実際に現地を訪れてその大きさを確認しました。

君ヶ畑町で開催されたワークショップでも、炭焼が盛んに行われていた場所や茅場などの詳細な情報が参加者の皆さん次々と出され、また、かつては川の流れを利用して木材を運搬していた様子なども伺うことができました。

一方で森林の境界が不明瞭になってきていること、高齢化や不在村森林所有者の増加などにより現地の状況や林業技術を次の世代に引き継ぐことが困難になりつつあることなどが課題としてあげられました。こうした中、このワークショップは、地域の森林の将来について語り合える場として貴重であるとのことご意見もいただいています。

今後は空中写真やドローンなどの最新技術も活用し、地域の皆さんからいただいた生の情報をそれらに重ね合わせながら、より詳細な森林の現況を把握し、地域の皆さんの意向を反映した整備方針を集落ごとに立てていきたいと考えています。



ワークショップの様子



300年生のスギ林

### 3 「森林・林業＋X（エックス）」プロジェクトの推進

- 木材生産を中心とした森林・林業の枠にとらわれるのではなく、社会のニーズを的確に把握しながら、観光、教育、健康福祉など幅広い分野と連携し、新たな価値を森林に付加し、ビジネスとして成長・発展させていく「森林・林業＋X（エックス）」プロジェクトに取り組むこととします。
- 具体的には、森林資源をエコツーリズム、環境教育、健康増進などに積極的に活用し、企業など多様な主体の参画を得ながら新たなビジネスに育てていくため、関係者によるプロジェクトチームを設置し、先進事例調査、事業導入の可能性検討、モデル的な事業の試行などに取り組めます。

### 4 東近江市100年の森づくり会議

- 本ビジョンの策定後、関係機関をはじめ多様な主体の参画のもとに東近江市100年の森づくり会議を設置し、ビジョンの進行管理や目標の達成状況の評価を行います。
- 東近江市100年の森づくり会議では、取組の成果発表、現地視察などを通じて、本市の今後100年を見据えた森林づくりや資源利用などについて語り合い、多様な主体が連携・協力しながら本ビジョンの推進に取り組むための機運を醸成します。

### 5 財源の確保とその仕組みづくり

- 本ビジョンの推進のため、国・県の補助金、交付金、琵琶湖森林づくり県民税など既存の財源を活用します。また、今後、東近江市として取り組んでいく新たな森林経営管理の取組や本ビジョンに基づく本市独自の取組に当たっては、令和元年度に創設される森林環境譲与税の活用を図ります。
- 地域の関係者が課題を共有し、解決に向けた取組に共感することによって行われる寄附などを活用した地域独自の財源についても、その仕組みを発展させながら積極的に活用していきます。

## 第7章 数値目標及び実施計画

### 1 数値目標

第5章の基本施策及び第6章のビジョン推進のための仕組みの達成状況を評価するための指標として、別紙のとおり数値目標を定めます。

### 2 実施計画

上記1の数値目標の達成に向けて、第5章の基本施策及び第6章のビジョン推進のための仕組みについて5年間の実施計画を別に定めます。

別紙 数値目標

章	項目	評価指標	現状 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
第5章 基本施策	1 新たな森林管理システムの推進	●利用間伐面積 ●里山リニューアル事業実施面積	83.75ha 7.62ha	500ha (延べ) 24ha (延べ)
	2 あらゆる場面で木を使うプロジェクトの推進	●東近江市産木材生産量 ●東近江市産木材生産量のうちA材の占める割合 ●公共建築物等における東近江市産木材利用件数	7,851 m <sup>3</sup> 31.4% 1 件	10,000 m <sup>3</sup> /年 40% 5 件 (延べ)
	3 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり	●「100年後に残したい鈴鹿の森」エコツーリズムの活用回数 ●ニホンジカの年間捕獲数 ●市民参加による植樹イベント開催回数	0 回 958 頭 0 回	25 回 (延べ) 1,700 頭/年 6 回 (延べ)
	4 エコツーリズムの推進と地域資源の活用	●エコツーリズム全体構想の策定 ●フットパスイベント開催コース	5 コース	エコツーリズム全体構想の策定 7 コース/年
	5 次代の森林づくりを担う人材育成と環境学習	●森林・林業分野における地域おこし協力隊員採用数 ●里山保育実施園数 ●鈴鹿10座エコツーリズムガイド養成人数	0 人 4 園 17 人	2 人 (延べ) 10 園/年 37 人 (延べ)
第6章 ビジョン推進のための仕組み	1 東近江市100年の森づくり地域ワークショップ	●東近江市100年の森づくり地域ワークショップ開催地区数	0 地区	15 地区 (延べ)
	2 新たなゾーニングシステムの導入	●ゾーニング及び施業方針の策定地区数	0 地区	11 地区 (延べ)
	3 「森林・林業+X (エックス) プロジェクト」の推進	●「森林・林業+X (エックス)」プロジェクトの取組数	3 件	29 件 (延べ)

東近江市100年の森づくりビジョン

< 参考資料 >

## 用語の説明

－あ－

### 新たな森林管理システム（あらたなしんりんかんりしすてむ）

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づき、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぎ、健全な森林を整備していく制度。

－う－

### 氏子駈帳（うじこがけちょう）、氏子狩帳（うじこがりちょう）

全国の木地師村落を数年ごとに廻国し、木地師を統括するために作成された木地師の戸籍簿。東近江市蛭谷町の筒井公文所（帰雲庵）では「氏子駈帳」、君ヶ畑町の高松御所（金龍寺）では「氏子狩帳」と呼ばれる。

－え－

### 営林監督制度（えいりんかんとくせいど）

林業の生産活動に対し国が監督し、荒廃を防ぎながら生産を行う規準を与えた制度のこと。現在の森林法では、第2章の2「営林の助長及び監督等」として必要な事項を定めている。

### エコツーリズム

エコロジー（ecology）とツーリズム（tourism）を組み合わせた造語で、エコツアーや環境観光とも呼ばれる。観光旅行者が自然観光資源（自然環境にかかる観光資源及び自然環境と関連を持つ生活文化等にかかる観光資源）について、知識を有するガイド等の案内を受け、自然観光資源の保護に配慮しながら、知識や理解を深める活動のこと。

### エコツーリズム推進法（えこつーりずむすいしんほう）

政府がエコツーリズム推進の基本方針を定めるとともに、地域ぐるみの推進体制を構築するなどの枠組みによりエコツーリズムを適切に推進するため、平成20年4月1日に施行された法律。

### エコツーリズム推進全体構想（えこつーりずむすいしんぜんたいこうそう）

エコツーリズム推進法に基づき、地域におけるエコツーリズムの推進体制を構築するとともにその適切な推進を図るため、エコツーリズムの実施方法や自然観光資源の保護措置などの事項について、地域で組織する協議会を中心に策定する構想で、市町村が主務大臣に対して認定を申請する。

### A材（えーざい）

木造住宅の柱などの製材品に利用される通直な原木のこと。

ーおー

### 奥山（おくやま）

人々の生活空間から遠く離れた位置にある森林のこと。里山に対する語として使用されるが、両者の間に明確な境界線があるわけではない。

ーかー

### 皆伐（かいばつ）

主伐の一種で林木を一時に全部または大部分伐採すること。

### 拡大造林（かくだいぞうりん）

天然林などを伐採した跡地に人工造林を行うことで、木材需要の増加に応えるため昭和30年代前半から積極的に推進された。

### 下層植生（かそうしょくせい）

森林の下層に生育する低木や草本などからなる植物集団のまとまりのこと。

### 河辺林（かへんりん）

河川の影響を受ける川沿いに成立する森林のこと。溪畔林、河岸林ともいう。洪水など河川の変動の影響を受け、流下方向に細長い島状の構造を持つ。

### カルスト

石灰岩地域において雨水や地下水によって浸食されてできた地形のこと。地表の凹凸が激しいカレンフェルト、すり鉢状のドリーネ、鍾乳洞などが代表的である。

### 茅場（かやば）

農山村地域では民家の屋根に葺く茅（ススキ、ヨシ、チガヤなど）を採取するため、集落周辺の山地に茅場が設けられていた。定期的に刈り込みが行われるため、森林の遷移が抑制されることにより草地に特有の植生が見られ、野生動物の採餌場になるなど生物多様性保全に寄与していた。

### 河辺いきものの森（かわべいきものもり）

東近江市建部北町にある市の施設で、正式名称は「八日市いきものふれあいの里 河辺いきものの森」。愛知川の河辺林として水害の防備や農用林としての役割を果たしてきたが、里山としての利用がなくなるとともに開発の危機に直面したため、市民が自然に親しみ、体験学習の場として活用するために整備を行った。平地林の里山であり、シナノキやキクザキイチゲなど山地性の貴重な植物が見られるのが特徴である。

### 環境基本法（かんきょうきほんほう）

公害対策基本法に代わり、地球環境問題の解決など新しい時代の環境保全に対処するため、平成5年



1 1月に制定された日本の環境政策の根幹を定める法律。

#### 間伐（かんばつ）

樹木の利用価値を高めるとともに森林の公益的機能の維持増進を図るため、成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。

#### 間伐材（かんばつざい）

間伐を行って収穫した材のこと。

#### 灌木（かんぼく）

樹高があまり高くならず、幹と枝の区別がはっきりしない低木のこと。

ーきー

#### 木地師（きじし）

木地屋とも呼ばれ、主に轆轤（ろくろ）を用いて腕や盆などを作る木工職人のこと。轆轤を使用するだけでなく、樹木の伐採や木工の一連の過程で独特の道具と技術を有し、良材を求めて全国各地を渡り歩く特殊な職能集団。

#### 胸高直径（きょうこうちょっけい）

人の胸の高さの位置における樹木の直径のことで、一般的に地上から1.2～1.3メートルの高さで測定し、樹木の体積の積算などに使う。

#### 強度間伐（きょうどかんばつ）

間伐率（間伐を行う率のことで、本数率と材積率がある。）は森林の状態や目的等によって異なるが、通常は20パーセント程度の間伐を繰り返して行うことが多い。しかし、間伐が行われずに放置された森林では、森林の公益的機能の回復を図るため通常の間伐率よりも高い率で行うことがあり、このような間伐を強度間伐と呼ぶ。

ーこー

#### 公共建築物等における地域産木材の利用方針（こうきょうけんちくぶつとうにおけるちいきさんもくざいのりようほうしん）

公共建築物等木材利用促進法第9条では、市町村は公共建築物における木材利用の促進に関する方針を定めることができると規定しており、これに基づき東近江市が平成27年3月に策定した方針。本方針では低層の公共建築物の木造化に努めるとともに、公共建築物の内装等の木質化を促進し、これらを進めるにあたっては地域産木材の活用に努めることとしている。

#### 後継樹（こうけいじゅ）

天然林を更新する場合において、林内に新たに発生して次の森林を構成する樹木のこと。

## 更新（こうしん）

森林を伐採利用して、その後に新たに森林を造成すること。

## 高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

林業機械のうち複数の工程を処理できるものを総称して高性能林業機械という。プロセッサ、ハーベスタ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フォワーダ、フェラーバンチャなどがある。

## 合板（ごうはん）

木材を薄く剥いだ単板を3枚以上の奇数枚で繊維方向が直角になるよう交互に接着した板。

## 広葉樹（こうようじゅ）

樹木を葉の形状で分類した名称で、扁平な葉を持った樹木のこと。アカガシ、スダジイ、ブナ、コナラ、ケヤキなどがある。これに対し針葉樹は細く尖った葉を持つ樹木で、スギ、ヒノキ、モミ、アカマツなどがある。

## 国有林（こくゆうりん）

国が所有する森林の総称で大部分が国有林野事業に属しているが、文部科学省所管の大学演習林などもある。国有林は国土面積の約20パーセント、我が国の森林面積の約30パーセントを占める。

## 湖東流紋岩（ことうりゅうもんがん）

約7千万年前（後期白亜紀）の火山活動によって噴出した溶結凝灰岩で、滋賀県の湖東地域に多いため湖東流紋岩と呼ばれている。東近江市の箕作山、織山などは湖東流紋岩からできている。

ーさー

## 索道（さくどう）

支柱や樹木を利用してワイヤーロープを張り、搬器を吊して走行させ、材木の運搬を行う施設。

## 再造林（さいぞうりん）

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

## 作業道（さぎょうどう）

森林内で造林、保育、樹木の伐採・搬出等の作業を行うために臨時的に開設される簡易な構造の道路で、林道から分岐して設置されることが多い。

## 里山（さとやま）

人里近くにあり古くから薪炭、緑肥、生活に必要な資材等を採取するために手が入られるなど、人々の暮らしや営みと深い関わりを持ってきた森林のこと。奥山に対する言葉としても使われる。

### 滋賀県自然環境保全条例（しがけんしぜんかんきょうほぜんじょうれい）

県民の健康で文化的な生活を確保するためには自然環境の保全が重要であることから、恵まれた自然環境を保護し、より豊かな自然環境を創造するため、昭和48年10月に滋賀県が制定した条例。

### 自然記念物（しぜんきねんぶつ）

滋賀県自然環境保全条例第21条では、植物、地質鉱物等であって住民に親しまれているもの、または由緒あるものを自然記念物として知事が指定することができるとしている。

### 下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や樹木を刈り払う作業のこと。

### 若齢林（じゃくれいりん）

年齢の若い森林のことで、人工林の若齢林では一般的に林内が暗く、下層植生に乏しいため生物多様性が低いとされている。

### 集成材（しゅうせいざい）

一定の寸法に加工された複数のひき板（ラミナ）を繊維方向が平行になるように集成接着した木材製品のこと。

### 樹種（じゅしゆ）

樹木の種類のこと。スギ、ヒノキ、アカマツ、ブナ、ケヤキなどは樹種を表す言葉である。

### 主伐（しゅばつ）

利用が可能な時期に達した森林において樹木の伐採を行うこと。

### 順応的管理（じゅんのうてきかんり）

野生生物を対象とした管理には未来予測の不確実性が伴うため、モニタリング等による評価・検証により計画を随時見直し、修正を加えながら進めていくマネジメント手法のこと。アダプティブマネジメントとも呼ぶ。

### 常緑広葉樹（じょうりよくこうようじゅ）

1年以上にわたって葉を付けているため、木全体を見ると常に葉を付けているように見える広葉樹。一般的に葉は肉厚、角質で光沢のあるものが多く、暖温帯に生育するカシ類、シイ類、クスノキ、タブノキなどがある。

### 除間伐（じょかんばつ）

除伐と間伐のこと。除伐とは育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業。

### 植生（しょくせい）

ある地域に生育している植物体の総称。

### 植林（しょくりん）

苗木の植栽などの人為的な方法により森林を造成すること。

### 針広混交林（しんこうこんこうりん）

混交林とは性質の異なった2種類以上の樹種が交じって生育する森林のことで、針広混交林は針葉樹と広葉樹が交じって生育している森林。

### 人工林（じんこうりん）

苗木の植栽など人為を加えることによって成立した森林のこと。

### 薪炭林（しんたんりん）

薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林で、広葉樹が利用されることが多く、萌芽（ぼうが）によって更新される。

### 森林管理アドバイザー（しんりんかんりあどばいざー）

森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムを推進するため、令和元年度に東近江市農林水産部 林業振興課に設置した職員。森林情報の収集等に自らあたるとともに、森林境界の明確化、森林施業の集約化、間伐等の森林整備等を行う林業事業者に対する指導・助言等の活動を行っている。

### 森林境界の明確化（しんりんきょうかいのめいかくか）

森林所有者の高齢化、不在村森林所有者の増加、林業経営に対する意欲の低下などにより、森林所有の境界が不明確になっており、間伐等の森林整備が進まない原因となっている。このため、森林の土地の所有に関する情報を記載した林地台帳の整備、現地での立ち会いや境界杭の設置等に対する支援など森林境界の明確化の取組が進められている。

### 森林組合（しんりんくみあい）

森林所有者の経済的、社会的地位の向上、健全な森林の育成、森林の生産力の増進などを図ることを目的に森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。

### 森林経営管理法（しんりんけいえいかんりほう）

森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加等が懸念される中で、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、森林の経営管理を市町村や意欲と能力のある民間事業者等によって持続的に措置を講ずることなどを内容として、平成31年4月1日に施行された法律。

### 森林サービス産業（しんりんサービスさんぎょう）

医療・福祉、観光・交流、教育・学習支援、娯楽等の分野と連携し、国民の価値観やライフスタイルの変革の動きに合わせた森林空間の新たな利活用を通じて、新たな森と人との関わりを作り出す取組。

### 森林資源（しんりんしげん）

天然資源の一つで、森林から生産される人間の生活に必要な物質のこと。一般的には木材のことを指すが、本ビジョンでは山菜、きのこ類などの生産物のほか、環境学習、エコツーリズム、健康増進等に活用する森林空間も森林資源として捉えている。

### 森林整備法人（しんりんせいびほうじん）

分収林特別措置法第9条により、造林または育林の事業及び分収方式による造林または育林の促進を行うことを目的として設立された法人。滋賀県では一般社団法人 滋賀県造林公社がこれにあたる。

### 森林施業の集約化（しんりんせぎょうのしゅうやくか）

わが国の森林の所有形態は零細・小規模であり、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することは困難な場合が多いため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施すること。

### 森林の遷移（しんりんのせんい）

森林の種類や構造がそれぞれの立地環境のもとで時間とともに変化する現象のこと。

### 森林の公益的機能（しんりんのこうえきてききのう）

人が森林から受ける様々な恩恵のこと。水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能、地球温暖化防止機能などで、森林の多面的機能とも呼ぶ。

### 森林の蓄積（しんりんのちくせき）

森林における立木の材積。材積は木材の体積であり立方メートルで表される。

### 森林病虫害等防除事業（しんりんびょうがいちゅうとうぼうじょじぎょう）

樹木や森林に被害を及ぼす害虫などを駆除し、そのまん延を防止することによって森林の保全を図ることを目的として実施される事業。

### 森林法（しんりんほう）

わが国の林政における最も基本的な法律で、森林計画、保安林など森林に関する基本的事項を定めている。明治30年に第1次、明治40年に第2次森林法が制定され、昭和14年の改定を経て、現行の法律は昭和26年に制定されたものである。

### CLT（しーえるていー）

直行集成板。Cross Laminated Timber の略。一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

### C材（しーざい）

主にチップに利用される枝条や曲がり材のこと。なお、小径材、根元、梢端部など主にバイオマスに利用される端材をD材と呼ぶ。

ーすー

### 水源かん養機能（すいげんかんようきのう）

樹木や地表植生によって降雨や融雪水の地下浸透を促し、貯留水を徐々に流出させることによって洪水のピークの平準化、渇水の緩和を図り、洪水の防止や水資源の確保に資する機能のこと。

### 鈴鹿国定公園（すずかこくていこうえん）

国定公園は優れた自然の風景地を保護するとともに、正しい利用の増進を図るため、自然公園法に基づき環境省が指定し都道府県が管理している。鈴鹿国定公園は滋賀県と三重県の境界を南北に走る鈴鹿山脈一帯に広がる山岳公園で、昭和43年に指定された。

### 鈴鹿10座（すずかじゅうざ）

東近江市制10周年にあたり、山岳遭難対策協議会、知識経験者、警察、消防、地元、専門家等からなる16名の「鈴鹿10座プロジェクト委員会」で検討を重ね、東近江らしさを備えている山を平成27年9月に選定したもの。御池岳、藤原岳、竜ヶ岳、釈迦ヶ岳、御在所岳、雨乞岳、イブネ、銚子ヶ口、日本コバ、天狗堂の10座。

ーせー

### 製材（せいざい）

原木を製材機械を使用して加工し、製材品を生産すること。または生産された製品のこと。

### 生産森林組合（せいさんしんりんくみあい）

森林の経営の共同化を目的として森林組合法に基づき設立された森林組合。組合員が資本と労働と経営能力を提供し合い、経営の全部の共同化を図るものであり、経営の一部を共同化する森林組合とは異なる。

### 成長量（せいちょうりょう）

樹木がある期間に成長した量で、体積（立方メートル）で表す。本ビジョンに記載した成長量は1年間の成長量である。

### 生物多様性（せいぶつたようせい）

いろいろな場所に様々な特徴を持った生物が生息・生育している状態を表す言葉で、いきものが互いに関わりを持ちながら世代を超えて維持されていることから、いきものつながりとしても捉えられる。生物多様性は「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの階層で認識される。

### 瀬切れ（せぎれ）

河川の流量が少ない渇水時に表面に水が流れていない状態のことで、良好な景観や水に親しむ機会の喪失、魚類の移動が不可能なことなどの問題が指摘されている。

－そ－

### 造林未済地（ぞうりんみさいち）

伐採を行った後に森林が再生していない人工林の跡地のことで、再造林放棄地とも呼ばれる。森林資源の再生ができないこと、山腹崩壊の危険性、生物多様性保全や水源かん養機能の低下などのリスクが指摘されている。

### 素材生産（そざいせいさん）

森林において素材（丸太）を生産することで、樹木の伐採から枝払い、玉切り、集材までの過程を指す。

－た－

### 暖温帯（だんおんたい）

気候帯（地球の緯度線沿いに帯状に表れる相似た気候）は熱帯、温帯、寒帯に大別されるが、暖温帯は温帯のうち亜熱帯に近い比較的暖かな気候帯。気候帯は樹木の分布に深い関わりがあり、暖温帯にはシイ類、カシ類、タブノキなどの常緑広葉樹が生育する。

－ち－

### 地域おこし協力隊（ちいきおこしきょうりょくたい）

地方公共団体が委嘱するなどし、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、一定期間、地域を拠点に地域協力活動等を行う人材のこと。

### 治山事業（ちさんじぎょう）

荒廃した山地の復旧、荒廃危険地における災害の予防、地すべりの防止、水源流域における森林の整備、都市近郊における生活環境保全林の整備などを行う事業。

### 中間温帯（ちゅうかんおんたい）

暖温帯と冷温帯の中間に分布する気候帯で、モミ、ツガ、イヌブナなどが生育する。

ーてー

### 天然林（てんねんりん）

人の手が加わらない、もしくは加わり方が軽微で、ほとんど天然の力によって成立する森林。一般的に人工林の対語として用いられる。

### 天然林施業（てんねんりんせぎょう）

天然更新（主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること）により森林を造成する施業のこと。

ーなー

### 苗木のホームステイ制度（なえきのほーむすていせいど）

植樹用などの苗木を家庭、学校、企業、団体等に育ててもらい、使用する際に回収する制度のこと。令和3年に滋賀県で開催される第72回全国植樹祭では、関連する植樹イベントに使用する苗木の育成に本制度を活用している。

### ナラ枯れ（ならがれ）

体長5ミリメートル程度の甲虫であるカシノナガキクイムシがナラ類やカシ類の幹に侵入し、ナラ菌を樹木の内部に持ち込むことによって、これらの樹木を集団的に枯死させる現象。

ーにー

### 21世紀に残したい日本の自然100選（にじゅういっせいきにのこしたいにほんのしぜんひゃくせん）

森林文化協会と朝日新聞社が昭和57年に全国から候補地を公募し、昭和58年元日の朝日新聞紙上で発表したもの。滋賀県からは「御池岳のオオイタヤメイゲツ群落」が選定された。

ーはー

### 春植物（はるしょくぶつ）

春先に開花し、葉を展開して光合成を行うと、夏までには地上部を枯らせて、あとは地下で過ごす草花の総称。別名のスプリング・エフェメラルを訳すると「春のはかない妖精」。春植物の代表的なものにカタクリ、キクザキイチゲ、ユキワリイチゲ、イチリンソウ、ニリンソウ、フクジュソウ、セツブンソウ、ヤマエンゴサクがある。

ーひー

### 東近江市産木材調達管理基金（ひがしおうみしさんもくざいちょうたつかんりききん）

東近江市における公共建築物等の木造化や内装の木質化を行うにあたり、市内の森林から産出された原木、製材品等を基金を活用して調達し、その利用の円滑化を図るため、東近江市が平成28年4月に制定した条例。



### 東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例（ひがしおうみししぜんかんきょうおよびせいぶつたようせいのほぜんにかんするじょうれい）

かけがえのない自然環境及び生物多様性を将来に引き継いでいくことを目的として、東近江市が平成19年6月に制定した条例。

### 東近江市にぎわい里山づくり条例（ひがしおうみにぎわいさとやまづくりじょうれい）

かつては人々が持続的に暮らしに利用してきた里山について、保全・体験活動などを通じて人との新たな関係を構築し、健全で生物多様性に富んだ里山づくりを目指すため、平成18年9月に東近江市が制定した条例。

### 琵琶湖国定公園（びわここくていこうえん）

琵琶湖を中心に伊吹山、霊仙山、賤ヶ岳、三国山、比良山地、比叡山地などの山々と瀬田川、宇治川の一带を区域として、昭和25年に日本で初めて指定された国定公園。

### 琵琶湖森林づくり県民税（びわこしんりんづくりけんみんぜい）

琵琶湖森林づくり基本計画を着実に実施するため、滋賀県は個人及び法人に琵琶湖森林づくり県民税を課税し、これを財源として環境重視と県民協働の新たな視点に立った琵琶湖森林づくり事業を展開している。

### B材（びーざい）

集成材や合板等に利用されるやや曲がりのある原木のこと。

—ふ—

### 複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し、複数の樹冠（樹木の枝と葉の集まり）層を持つ森林を造成する施業のこと。

### 不在村森林所有者（ふざいそんしんりんしょゆうしゃ）

本人の森林が所在する市区町村の区域内に居住していない森林所有者のこと。

### 不嗜好性植物（ふしこうせいしょくぶつ）

ニホンジカの食害による植生の衰退や消滅が問題化している中で、臭いの強い植物、有毒な成分が含まれている植物、棘とげの多い植物などニホンジカが嫌う植物のこと。

### フットパス

イギリスを発祥とする「森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径こみち」のこと。日本のフットパスは観光振興の側面だけではなく整備のプロセスで地域が自分自身を見つめなおし、自らの良さに誇りを持つとともに抱える課題に向き合うなど、

まちづくりのきっかけとしていることが多い。

－ほ－

#### **保安林（ほあんりん）**

水源のかん養、土砂の流出防備、防風、保健休養の場の提供など、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（樹木の伐採や土地の形質の変更等の制限、植栽の義務）が課せられている森林のこと。

#### **保育（ほいく）**

植栽から伐採をするまでの間に樹木の生育を助けて健全な森林を造成するための作業のことで、下刈り、雪起こし、つる切り、除伐、間伐などがある。

#### **保育間伐（ほいくかんばつ）**

間伐のうち保育を目的として行うもので、間伐木は収穫せずに伐り捨てられるため伐り捨て間伐とも呼ばれる。

#### **保護樹木（ほごじゅもく）、保護樹林（ほごじゅりん）**

東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例第15条では、豊かな緑環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木、保護すべき樹木の集団を保護樹林として市長が指定することができる。

－ま－

#### **埋土種子（まいどしゅし）**

土壌中に含まれる種子のこと。発芽する能力を持ちながら休眠して何年も生き続け、伐採など周囲の環境が大きく変化したときに一斉に発芽する。周囲からの落下や野生動物が運んできたものなどにより供給・蓄積されるため、シードバンク（種の貯蔵庫）とも呼ばれる。

－み－

#### **民有林（みんゆうりん）**

国有林以外の森林で、個人や法人が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区が所有する公有林がある。

－も－

#### **木材チップ（もくざいちっぷ）**

木材を機械で小片に切削加工したもので、主にパルプ、パーティクルボードの原料や木質バイオマス発電の燃料等に利用される。

#### **森林（もり）の専門家養成塾（もりのせんもんかようせいじゅく）**

森林・林業に関する学習、林業や木工体験などの機会を市民に提供することにより、里山保全、自伐林

業、木工製作などの活動ができる人材を育成することを目的として、東近江市が開設している連続講座。

ーやー

#### 「やまの健康」プロジェクト（やまのけんこうぷろじえくと）

森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や県民全体との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を実現するために滋賀県が推進するプロジェクト。

#### 「やまのこ」事業（やまのこじぎょう）

滋賀県の琵琶湖森林づくり事業の一環として実施されている体験型の森林環境学習。次代を担う子どもたちが森林をはじめ環境に対する理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことを目的として、県内の小学校4年生を対象に学校教育の一環として実施されている。

ーゆー

#### 雪起こし（ゆきおこし）

積雪地において融雪後に倒伏したままの苗木や林木をわら縄やロープで上部から引き起こして固定する作業のこと。

ーらー

#### 落葉広葉樹（らくようこうようじゅ）

秋から冬に葉を落とし、春になると新しい葉をつけつる広葉樹。ブナ、ケヤキ、コナラ、クヌギなどがある。

ーりー

#### 利用間伐（りようかんばつ）

抜き伐りした木を収穫して利用する間伐のことで、間伐材を林内から搬出することから搬出間伐とも呼ぶ。

#### 緑肥（りょくひ）

青草のまま耕地にすき込んで肥料とする植物。マメ科などの草本類が多いが、里山などの樹木の枝葉も利用されていた。

#### 林業遺産（りんぎょういさん）

地域の森林をめぐる人間の営みの中で編み出され、多様な発展を遂げてきた日本各地の林業発展の歴史を将来にわたって記憶・記録するため、一般社団法人日本森林学会が林業発展の歴史を示す景観、施設、跡地、体系的な技術、特徴的な道具類、古文書等の資料群などを林業遺産として認定している。

### 林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）

森林所有者などからの受託や請負等によって育林や木材生産等を行う森林組合、造林業者、素材生産業者などのこと。

### 林業成長産業化（りんぎょうせいちょうさんぎょうか）

林業及び木材産業を安定的に成長発展させ、山村等における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業へと転換すること。平成27年の「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生基本方針」で「林業の成長産業化」が打ち出された。

### 林道（りんどう）

林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材等を運搬するために森林内に開設される道路の総称で、一般的には林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車を指す。

ーれー

### 冷温帯（れいおんたい）

温帯のうち亜寒帯に近い比較的冷涼な気候帯のことで、ブナ、ミズナラ、トチノキなどの落葉広葉樹が生育する。

### 齢級（れいきゅう）

林齢（森林の年齢）を一定の幅（通常は5年）にくくったもので、林齢が1～5年生までをⅠ齢級、6～10年生までをⅡ齢級と呼ぶ。

ーろー

### ローカルルール

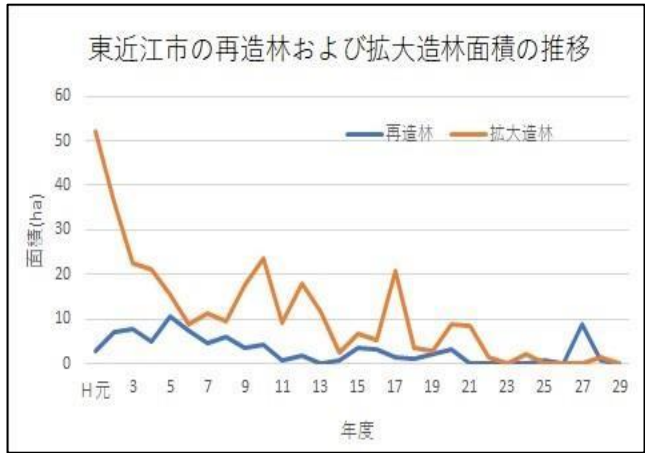
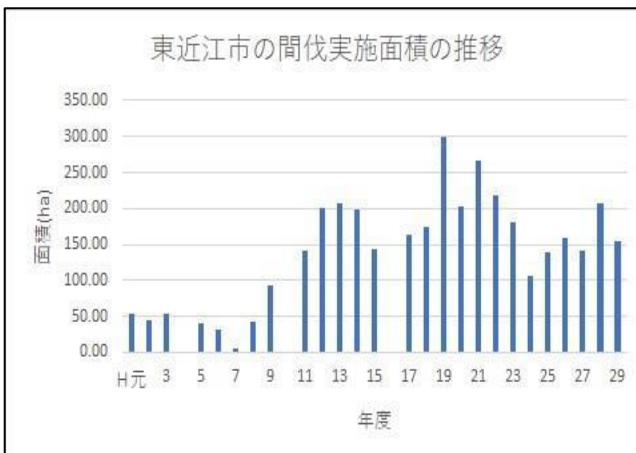
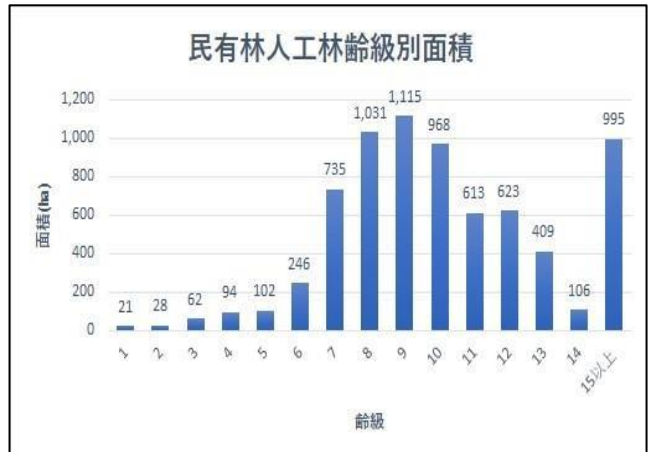
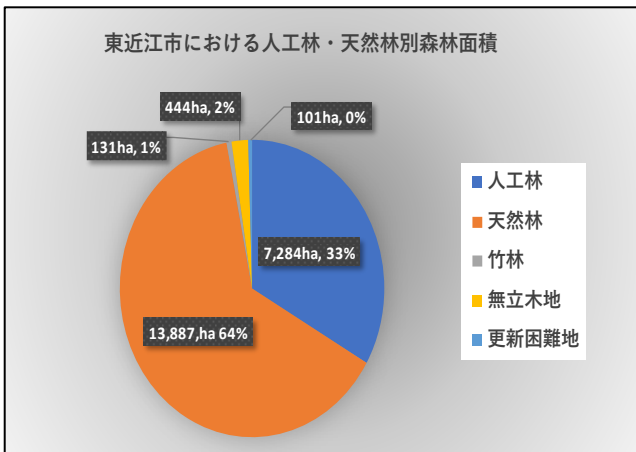
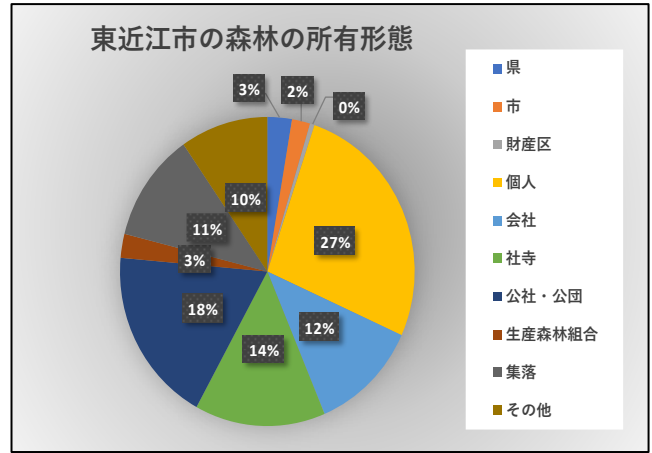
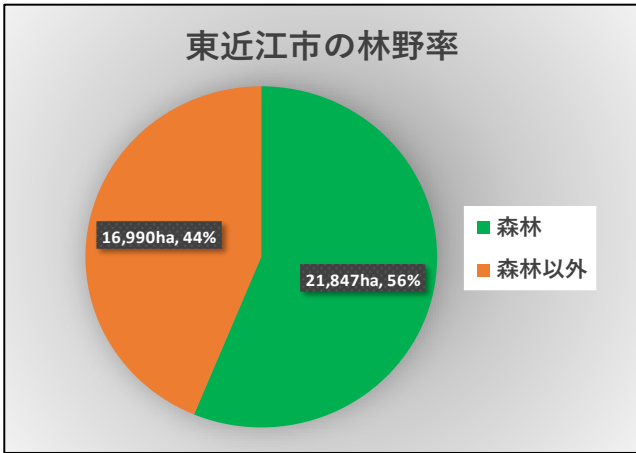
ある特定の地方、場所、組織、状況等に限定して適用されるルールのこと。エコツーリズムにおいては、貴重な自然資源が無秩序な利用によって損なわれることのないように、事業者や利用者などが守るべきルールを定める地域がある。

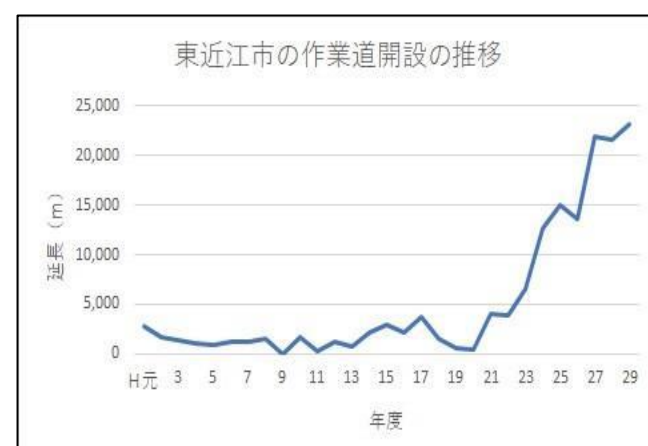
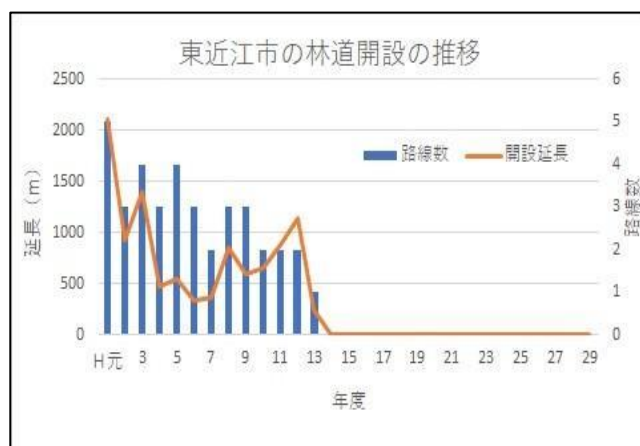
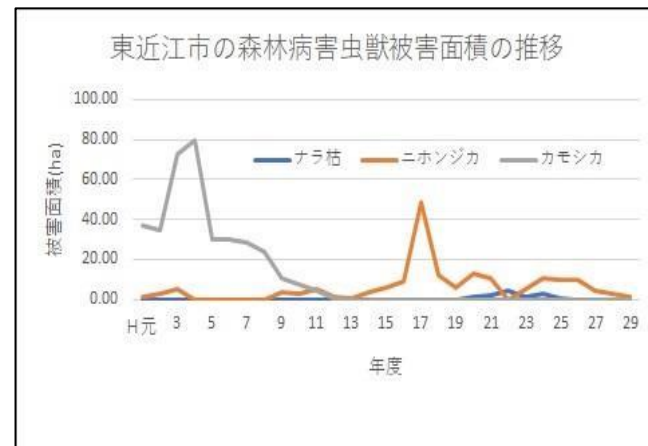
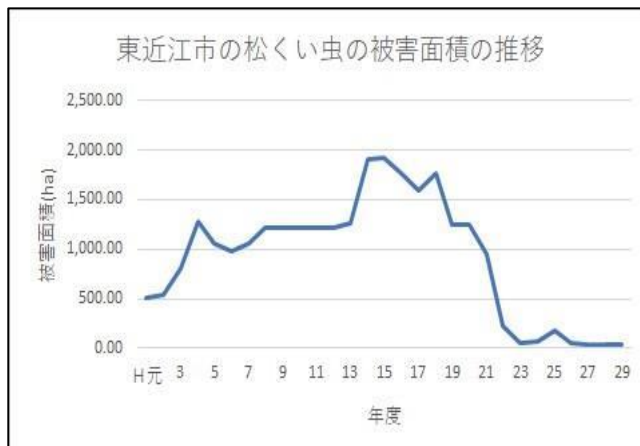
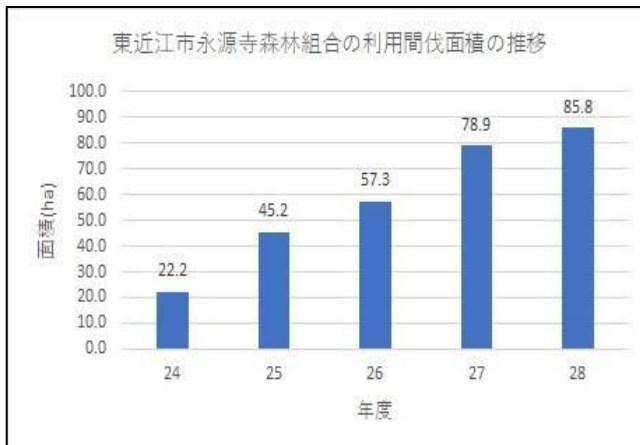
ーわー

### ワイズユース

「賢明な利用」の意味で、ラムサール条約で提唱された考え方。湿地の生態系を維持しつつ人類の利益のために湿地を持続的に利用すること。湿地の場合に限らず、優れた自然環境を適正かつ持続的に利用していく考え方としても使用される。

## 東近江市の森林・林業関係データ

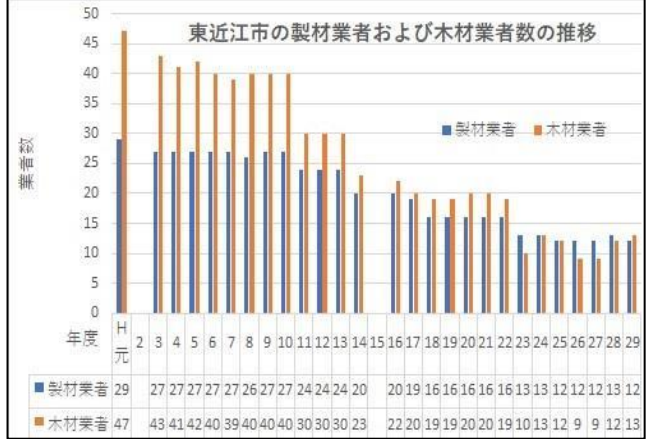




東近江市の森林資源のポテンシャル

区分	伐採量(m)	蓄積(m)	伐採量/蓄積(%)	成長量(m)	伐採量/成長量(%)
針葉樹(人工林)	4,507	1,599,000	0.3	20,000	22.5
広葉樹(天然林)	1,367	1,609,000	0.1	8,000	17.1
計	5,874	3,208,000	0.2	28,000	21.0

※ 伐採量は東近江市永源寺森林組合の平成28年度実績による。  
 ここでは針葉樹材伐採量を人工林から、広葉樹材伐採量を天然林からのものと見なした。



## 東近江市100年の森づくりビジョンの策定経過

※ 敬称略

### 1 平成29年度

#### ＜「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ・全体会議＞

(1) 第1回「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ全体会議

◇日時：平成30年1月17日（水） 午前10時から正午

◇場所：東近江市役所 314会議室

◇議題

- ①ワーキンググループの進め方、ローカルサミットでの報告内容について
- ②既存の具体的取組について
- ③東近江市永源寺森林組合の取組について
- ④その他

(2) 第2回「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ全体会議

◇日時：平成30年2月21日（水） 午前10時から正午

◇場所：東近江市役所 314会議室

◇議題

- ①「あらゆる場面に木を使うプロジェクト」について
  - 木材利用に関する情報（計画・データ等）共有
  - プロジェクトが目指すものとは・・・？
  - プロジェクトで何を行うのか・・・？
- ②その他
  - 次回の検討課題について
  - 会議の進め方について
  - 全国植樹祭の植樹会場の植樹会場の誘致について
  - 森林環境税について

(3) 第3回「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ全体会議

◇日時：平成30年3月22日（木） 午後2時から午後4時

◇場所：東近江市市役所 314会議室

◇議題

- ①（仮称）東近江市・100年の森づくりビジョンの検討
  - 既存の計画について
  - 国の森林環境税について
  - どんなビジョンを目指すのか、ビジョン策定の進め方
- ②全国植樹祭の植樹会場誘致と具体的取組について



## ＜「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ・現地検討会＞

森林総合研究所・本ワーキング合同現地検討会・意見交換会

◇日時：平成30年2月28日（水） 午前8時から午後4時30分

◇内容

①現地視察：東近江市永源寺森林組合

②現地視察：更新伐現地（東近江市黄和田町）

③意見交換会（道の駅 奥永源寺溪流の里）

○話題提供

①「鈴鹿の森おこし」に向けて（東近江市市民環境部審議員 水田有夏志）

②三方よし基金等の取組（東近江市市民環境部森と水政策課 山口美知子）

③東近江市の里山保全について（東近江市市民環境部森と水政策課 丸橋裕一）

○意見交換

④現地視察：木工きたの

⑤現地視察：クミノ工房

## 2 平成30年度

### ＜「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ・全体会議＞

（1）第1回「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ全体会議

◇日時：平成30年6月20日（水） 午後1時から午後3時

◇場所：東近江市役所 203会議室

◇議題

①平成30年度「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループの取組について

②（仮称）東近江市・100年の森づくりビジョン（素案）について

③その他

○森林環境譲与税について

○三方よし基金について

（2）第2回「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ全体会議

◇日時：平成30年10月22日（月） 午後1時から午後4時

◇場所：東近江市役所 東庁舎A会議室

◇議題

①（仮称）東近江市・100年の森づくりビジョン（素案）について

②ゾーニングの考え方について

③奥永源寺溪流の里 100年の森づくりワークショップについて

④プロジェクト会議およびヒアリングの取組状況について

⑤滋賀県造林公社の取組状況について

⑥その他

(3) 第3回「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ全体会議

◇日時：平成31年3月7日（木） 午後1時30分から午後3時30分

◇場所：東近江市役所 311会議室

◇議題

- ①（仮称）東近江市・100年の森づくりビジョン（素案）について
- ②「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループの取組結果について
- ③今後の予定について
- ④その他

＜「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ・あらゆる場面に木を使うプロジェクト＞

(1) あらゆる場面に木を使うプロジェクト会議（ワークショップ形式）

◇日時：平成30年7月20日（金） 午後1時から午後5時

◇場所：河辺いきものの森 ネイチャーセンター

◇検討事項

- ①官庁街のあらゆる場面に木を使う方策（1班）
- ②駅・商業施設のあらゆる場面に木を使う方策（2班）

(2) あらゆる場面に木を使うプロジェクト会議（ワークショップ形式）

◇日時：平成30年10月4日（金） 午後1時から午後4時30分

◇場所：東近江市役所 314会議室

◇検討事項

- ①具体的な試作品について
- ②連携体制の構築について
- ③木育の推進について

(3) 第1回 地域連携型林業モデル構築事業打合せ会議

※ あらゆる場面に木を使うプロジェクト会議を本打合せ会議に移行

◇日時：平成30年12月26日（水） 午後6時30分から午後8時30分

◇場所：東近江市役所 314会議室

◇議題

- ①地域連携型林業モデル構築事業について
  - モデル事業で設置する協議会が目指すもの
  - 協議会が取り組む事業内容
- ②試作品について
- ③広葉樹の利用と森林再生のためのワークショップ in 東近江について

(4) 第2回 地域連携型林業モデル構築事業打合せ会議

◇日時：平成31年1月21日（月） 午後1時30分から午後3時30分

◇場所：東近江市役所 311会議室

◇議題

- ①協議会で取り組む事業について
- ②協議会に参加するメンバーについて
- ③協議会の名称と実施体制について
- ④（仮称）永源寺認定こども園新築工事における地元産材の活用について
- ⑤その他

(5) 第3回 地域連携型林業モデル構築事業打合せ会議

◇日時：平成31年2月25日（月） 午後1時30分から午後3時30分

◇場所：東近江市役所 東庁舎B会議室

◇議題

- ①協議会で取り組む事業について
- ②協議会の名称と実施体制について

(6) 第4回 地域連携型林業モデル構築事業打合せ会議

◇日時：未定（3月予定）

◇場所：未定（東近江市役所で開催予定）

◇議題

- ①協議会で取り組む事業について
- ②協議会の名称と実施体制について

(7) 木製品の試作（木を使うプロジェクト事業）

◇委託先：東近江市永源寺森林組合

◇事業期間：平成30年10月9日から平成31年3月20日

◇事業内容

- ①東近江市昭和町ムクノキの枝の処理
- ②木製品の試作
  - 事務用品等
  - 日用品・備品等
  - 統一的な木材規格の提案と試作
  - ムクノキの枝を活用した製品

◇財源：東近江三方よし基金（コレクティブインパクトモデル支援）

◇事業に関する打合せ

- |     |                |               |             |
|-----|----------------|---------------|-------------|
| 第1回 | 平成30年10月29日（月） | 午後6時30分から午後8時 | 東近江市永源寺森林組合 |
| 第2回 | 平成31年1月17日（木）  | 午後6時30分から午後9時 | 川村工務店       |

## <「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ・新たな森づくりプロジェクト>

(1) 新たな森づくりプロジェクト会議（ワークショップ形式）

◇日時：平成30年7月18日（水） 午後1時から午後5時

◇場所：河辺いきものの森 ネイチャーセンター

◇検討事項

- ①全国植樹祭の植樹会場で実践する具体的な森林整備の検討（1班）
- ②今後100年に向けた東近江市らしい森林づくりの検討（2班）

(2) 新たな森づくりプロジェクト会議（ワークショップ形式）

◇日時：平成30年10月3日（水） 午後1時から午後4時30分

◇場所：東近江市役所 愛東支所 会議室A

◇検討事項

- ①全国植樹祭企画ワークショップ
- ②ゾーニングワークショップ

(3) 全国植樹祭植樹会場の整備（新たな森づくりプロジェクト事業）

◇委託先：東近江市永源寺森林組合

◇事業期間：平成30年10月22日から平成31年3月20日

◇実施箇所：東近江市政所町藤川谷

◇事業内容：全国植樹祭植樹会場（その他記念植樹会場）における植生防護柵の設置

◇財源：東近江三方よし基金（コレクティブインパクトモデル支援）

## <「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ・ヒアリング調査>

◇7月 2日 北野清治（木工きたの）

◇7月 2日 川村克己（川村工務店）

◇7月 4日 山崎亨（アジア猛禽類ネットワーク）

◇7月 4日 山下直子（森林総合研究所関西支所森林生態研究グループ）

◇7月 6日 山田洋（丸和産業株式会社）

◇7月13日 井上慎也（クミノ工房）

◇7月13日 池田則之（池田養魚場）

◇7月17日 落部弘紀、松尾扶美（東近江市永源寺森林組合）

◇7月19日 田中一則、大林恵子（一般社団法人 k i k i t o）

◇7月26日 青木繁（有限会社グリーンウォーカークラブ・ネイチャーガイド研究所）

◇7月27日 回渕亨治（マックスウッド）

◇8月 8日 牛尾洋也（龍谷大学里山研究センター）

◇8月 9日 丸橋裕一、泉浩二（河辺いきものの森）

### ＜「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ・現地検討会＞

「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ現地検討会

◇日時：平成30年12月12日（水） 午後1時から午後5時

◇視察場所

①東近江市立中野むくのき幼稚園（東近江市東中野町）

地元産材による木造公共施設整備

②滋賀県森林組合連合会 木材流通センター（東近江市尻無町）

県産材の集積・仕分け・販売

③綿向生産森林組合（蒲生郡日野町大字村井）

生産森林組合経営、森林認証取得、企業との連携、登山道と調和した森林整備

## 3 令和元年度

### ＜東近江市における森林ビジョン策定検討会＞

(1) 第1回 東近江市における森林ビジョン策定検討会

◇日時：令和元年5月14日（火） 午後3時から午後5時

◇場所：東近江市役所 318会議室

◇議題

①森林ビジョン策定の背景について

②森林ビジョンの構成案について

③現状及び課題について

④その他

(2) 東近江市における森林ビジョン策定検討会・現地検討会

◇日時：令和元年7月22日（月） 午前9時から午後3時10分

◇内容

①木を使うプロジェクト推進協議会による製品開発の取組（東近江市役所玄関ロビー）

②里山整備及び獣害対策の取組（東近江市上中野地先）

③東近江市永源寺森林組合の取組（東近江市永源寺森林組合）

④鈴鹿10座の保全・活用プランの取組（鈴鹿10座ビジターセンター）

⑤滋賀県造林公社による木材生産及び木造公共施設への木材提供（仙香谷事業地）

(3) 第2回 東近江市における森林ビジョン策定検討会

◇日時：令和元年7月22日（月） 午後3時30分から午後5時15分

◇場所：東近江市役所 317会議室

◇議題

①前回の検討事項における委員意見・質問への回答について

②森林ビジョンの構成案及び章間の関係について

③東近江市100年の森づくりビジョン（案）について

④その他

(4) 第3回 東近江市における森林ビジョン策定検討会

◇日時：令和元年10月28日（月） 午後1時30分から午後4時

◇場所：東近江市役所 301会議室

◇議題

- ①前回の検討事項における委員意見・質問への回答について
- ②東近江市100年の森づくりビジョン（案）について
- ③東近江市100年の森づくりビジョン実施計画について
- ④東近江市100年の森づくりビジョンに基づく主要事業について
- ⑤その他

**<東近江市100年の森づくり市民ワークショップ>**

◇日時：令和元年9月23日（祝） 午後1時30分から午後4時30分

◇場所：河辺いきものの森 ネイチャーセンター

◇プログラム

- ①森を観よう・・・！
- ②森林ビジョン策定の概要
- ③森を学ぼう・・・！
- ④森について語ろう・・・！
- ⑤発表とふりかえり

**<東近江市100年の森づくり学生ワークショップ>**

◇日時：令和元年9月29日（日） 午後1時30分から午後4時30分

◇場所：河辺いきものの森 ネイチャーセンター

◇プログラム

- ①森を観よう・・・！
- ②森を学ぼう・・・！
- ③森について語ろう・・・！
- ④発表とふりかえり

## 「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループ構成員

役 割	氏 名	所 属 等
アドバイザー	牛尾 洋也	龍谷大学里山学研究センター
	山崎 亨	アジア猛禽類ネットワーク
	出島 誠一	日本自然保護協会生物多様性保全室(赤谷プロジェクト)
	竹内 弘知	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
グループ長	水田 有夏志	東近江市市民環境部
グループ員	山下 直子	森林総合研究所関西支所森林生態研究グループ
	回渕 享治	マックスウッド
	川村 克己	川村工務店
	井上 慎也	クミノ工房
	村山 英志	薪遊庭
	川嶋 寿良	丸和産業
	田中 一則	kikito
	城尾 与志明	鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ、永山会
	今井 康太郎	鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ、永山会
	加藤 紳一郎	鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ、永山会
	安福 俊幸	滋賀県中部森林整備事務所
	大村 侑	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
	落部 弘紀	東近江市永源寺森林組合
	松尾 扶美	東近江市永源寺森林組合
	奥村 清和	東近江市農林水産部林業振興課
	谷 新一	東近江市農林水産部林業振興課
	小辰 源	東近江市農林水産部林業振興課
	濱中 亮成	東近江市農林水産部林業振興課
	川越 慶弘	東近江市農林水産部林業振興課
	太田 和政	東近江市市民環境部森と水政策課
山口 美知子	東近江市市民環境部森と水政策課	
丸橋 裕一	東近江市市民環境部森と水政策課	
藤井 盛浩	東近江市市民環境部森と水政策課	
事務局支援	西村 俊昭	(株)農楽
	小石 崇史	(株)農楽

事務局：東近江市農林水産部林業振興課、東近江市市民環境部森と水政策課、東近江市永源寺森林組合

## 東近江市における森林ビジョン策定検討会委員

氏 名	所 属
石 川 知 明	国立大学法人三重大学生物資源学研究科森林利用学研究室
深 町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂景観生態保全論分野
山 崎 亨	びわ湖の森の生き物研究会・東近江市エコツーリズム推進協議会
赤 堀 楠 雄	林材ジャーナリスト
谷 田 市 郎	東近江市永源寺森林組合
宮 下 重 和	びわこ東部森林組合
中 嶋 英 明	滋賀県木材協会
谷 口 良 一	マキノ自然観察倶楽部
今 井 康太郎	鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ
山 田 重 三	永源寺地区まちづくり協議会
木 下 仁	林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室
山 崎 準	滋賀森林管理署
陸 田 増 夫	滋賀県中部森林整備事務所